

令和6年3月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和6年3月7日（木）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和6年3月7日（木） 午前8時57分
閉 会 日 時	令和6年3月7日（木） 午後4時33分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳宏
副 委 員 長	中西 耕二郎
委 員	竹 田 悦 子 田 中 克 美 金 澤 孝 太 郎 茂 利 博 之
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 1 号	鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 2 号	鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 3 号	鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 7 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 1 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 1 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 藤崎 秀也

市長政策室副室長 沼上 勝

秘書課長 中山 浩一

総合政策課長 富田 真久

(総務部)

総務部長 岩間 則夫

総務部副部長 関根 正

総務部参事兼

職員課長 戸ヶ崎 徹

総務部参事兼

やさしさ支援課長 小川 裕子

総務課長 小倉 英樹

ICT 推進課長 中根 哲

契約検査課長 中越 好康

総務課副参事 遠藤 美穂

職員課副参事 小林 健介

(財務部)

財務部長 谷 広明

財務部副部長 鈴木 誠司

財政課長 高田 史

資産管理課長 秋元 宏康

税務課長 原口 佳之

収税対策課長 野口 高志

資産管理課副参事 山岸 晃

会計管理者 関口 泰清

会計課長 沼上 早苗

監査委員事務局長 田島 盛明

監査委員事務局副局長 鈴木 恵子

吹上支所長 岡田 和弘

川里支所長 山縣 一公

書記 國島 清文

書記 星 圭也

(開議 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) ただいまより会議を開催いたします。

それでは、昨日の続きとして、質問のある方お願いいたします。

(金澤) おはようございます。まだ 9 時前なのですけれども、始めます。それでは、議案第 41 号 令和 6 年度鴻巣市一般会計予算の歳入について質問させていただきますが、今回一般会計でございますので、まず 397 ページの給与の明細書についてちょっと質問をさせていただきます。全体的な面であれなのですけれども。一般職の職員手当で時間外勤務手当が 1 億 210 万円と、前年度、令和 5 年度の 1 億 4,265 万円に対してマイナス 4,055 万円となっていると。近年、民間企業等の残業代がサービス残業等でクローズアップされているのもあるのですが、今回減額予算で業務等に支障はないのか、その辺をまず確認をさせてください。

(総務部参事兼職員課長) おはようございます。それでは、金澤委員さんのほうからの議案第 41 号に対する質問についてお答えします。給与費明細のところの時間外勤務手当のところなのですけれども、こちらにつきましては職員課分の予算については昨年と同額となっています。減額については、他課所管分となっておりまして、令和 5 年度は県知事選挙とか県議会議員選挙、それから市議会議員選挙がありましたが、令和 6 年度の予算では選挙管理委員会の時間外勤務手当の分を減額としている状況です。

以上です。

(金澤) そうすると、前年度はある程度の要因があって、その分だけ時間外勤務手当が増えたというふうに解釈して、今回は特殊なものがないから元に戻るという解釈でよろしいのですか。

(総務部参事兼職員課長) 現時点ではそのような考えになっております。

(金澤) それにしても、時間外というのは削減しなくてはならないだろうというふうに思うわけですが、時間外対策の取組というのは今までもいろいろ試行錯誤でやっていると思いますが、今後についてもどのようにお考えになっているのかお聞きします。

(総務部参事兼職員課長) まずは年度当初の課長ヒアリングにおいて、

昨年度時間外がどういう形で増減しているのか、その理由等を確認しまして、さらにその年度についても時間外の削減に向けて取り組んでいただくようお願いしていきたいと考えています。

以上です。

（金澤）では、次に移ります。

430ページ、歳入歳出予算比較表のほうをちょっと見ていただきたいのですが、この中の歳入の部分の23款で市債が記載されております。市債6億5,010万円が前年度予算に対してマイナス2億5,220万円というふうになっているのですが、大体で結構ですが、主なマイナス要因というのは何なのか、教えていただきたいのですが。

（財政課長）市債の2億5,220万の減につきましては、事業の進捗により、三谷橋大間線（3期工事）整備工事事業債が、こちら9,000万円の増となっておりますが、国の地方財政対策見込額から推計している臨時財政対策債がマイナスの2億600万円、令和6年度の改修予定から小学校施設改修事業債がマイナス9,470万円と、それぞれ減となっていることが主な減の要因となっております。

以上です。

（金澤）そうしますと、三谷橋大間線の件と、小学校の改修の件と、その辺がマイナス要因ということなのでしょうけれども、そうしますと令和7年、いわゆる来年度ね、令和7年度以降の市債の推移というのはどのように見込んでいますか。

（財政課長）令和7年度以降の市債残高の推移として見込んでおりますのは、令和6年度と同額の金額を借り入れたと仮定した場合、令和7年度末の残高は約305億2,000万円となると見込んでおります。

以上です。

（金澤）分かりました。その辺は結構です。

歳入のほうに入らせていただきます。まず、52ページをお願いします。52ページの県支出金、埼玉県分権推進交付金の件です。1,382万円という形で、これは分権推進交付金ですから、県から市への権限移譲事務の交付金と私は解釈していますが、この事務の移譲件数、これ今から四、五

年、もっと前かな、始まったわけですね。その県の権限移譲の事務というのは、当初から比べてどのような状況になっているのか、その辺をお聞かせ願いたいのですが。

（総合政策課長）県からの権限移譲事務についてですが、まず令和5年度の状況を申し上げますと、本市への移譲対象とされている事務が110事務ございまして、そのうち現在移譲されているのが69事務、率にして62.7%が本市へ移譲されております。権限移譲件数の推移としてなのですが、申し訳ございません、ちょっと当初がどのぐらいだったかという把握できていないのですけれども、移譲の状況としましては、平成30年度に3事務が移譲されて以降、その後増えていないというような状況でございます。

以上です。

（金澤）そうすると、権限移譲で県から市のほうにやるということで、それだけ業務が増えてしまうわけですが、当初はこれについていろいろ問題もあったような話も聞いておりますけれども、平成30年以降については増えていないという状況になっているのですね。分かりました。以上です。

続きまして、58ページの県支出金の商工費県補助金、埼玉県消費者行政活性化補助金86万円というのが出ているのですが、これどのような補助をしているのか教えていただきたいのですけれども。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）埼玉県消費者行政活性化補助金につきましては、消費者政策の推進のために県が市町村を支援する補助金となっておりまして、具体的な補助対象経費としましては消費生活相談のデジタル対応に係る経費や消費者教育、消費者啓発への取組、SDGsへの取組などに係る経費に対して補助金が交付されるものです。

以上です。

（金澤）そうすると、この補助金というのは、商工企業とか、そういうものではなくて、行政の中での補助というふうに解釈していいの。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）委員のおっしゃるとおりでございます。

（金澤）分かりました。

では、続きまして62ページお願いします。これ財産収入で、昨日前任者等も質問がありました。不動産売却収入で、1,260万円ということです。答弁では、赤道等の払下げなのだよというふうな答弁いただいているのですが、部門別予算、各説明のほうを見ると、公共施設等マネジメント事業の中で旧あしたば第一作業所と旧消防団第3分団を売却するよという説明があったのですが、その売却資金もここには入れていないの。

（資産管理課長）これについては、公売をする予定で今進めてはいますけれども、売れるかどうかというのはまだ分からないので、予算の歳入の上ではこれを想定した数字は入れておりません。

以上です。

（金澤）確かに売れるかどうか分からないからあれなのだろうけれども、予算だよな。普通予算だったら、多少入れないとまずい。だけれども、入れてしまうと大体水準の売却数字というのが分かってしまうからまずいというので入れていないのか、その辺はどういう解釈で入れていないのかをお聞きしたいのですけれども。

（資産管理課長）確かに令和6年度の予算の中で不動産鑑定を行いますので、そこで初めて単価が明確になってくるところもあります。そういった点からも、今幾らというのを明示するのはちょっと難しいと考えています。

以上です。

（金澤）そうすると、この旧あしたば第一作業所と旧消防団第3分団の処分、この辺については、先ほど売れるかどうか分からないということなのだろうけれども、当然土地評価、建物評価、その辺は管財のほうで評価というか、ある程度の形は数字的には出しているしということで、この売却の場合には行政のほうから大体この程度という数字というのは出せるのですか。

（資産管理課長）公売の際には、最低価格という形で明確にして公売に出します。

以上です。

（金澤）よく分かりました。

では次に、76ページに入らせていただきます。先ほどもやりました市債の件です。先ほど428ページでもありましたけれども、地方債の見込みに関する調書という形の中で、地方債が令和5年度末が375億8,300万円という数字が出ています。令和6年度末の見込みが340億3,691万円ということで、前年度比マイナス35億4,689万円の見込みだということなのですが、この428ページのその表の中で、減収補てん債、それと減税補てん債、臨時財政対策債、この合計で167億3,373万円が出ているのですね。この減収補てん債とか減税補てん債、それと臨時財政対策債、これは国との取決めで実質的には今後国が補助するという形でお約束をしていると思うのけれども、そういう解釈でよろしいのか確認をします。

（財政課長）減収補てん債、減税補てん債、臨時財政対策債については、交付税算定に当たり、元利償還金の額が基準財政需要額に算入されることとなっております。算入率につきましては、減収補てん債は令和2年度に活用しておりまして、6,397万円のうち従来分というものが3,590万ございまして、こちらが75%の算入、令和2年度拡充分、こちらが2,807万円ありまして、こちらは100%。また、減税補てん債は、今ありますのが平成17年、18年度に活用しており、こちら2,017万円、及び臨時財政対策債166億4,959万円については100%算入されるものになります。

以上です。

（金澤）そうすると、今ご説明していただいた数字、これは将来的には国のほうから、戻ってくるという言い方は失礼けれども、そういう形になると思う。そうすると、地方債自体でこの令和5年度末での実質的な鴻巣市の借入金というのはどのぐらいになるのですか。もうこういうのは差っ引いてしまっていていいわけでしょう。すみません、数字の質問ですから、もしあれだったら後でお話を、幾らですというふうに言っていたければ結構ですけれども。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時13分）



（開議 午前 9 時 1 4 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（財政課長）予算書のほうは、12月補正をご承認いただいた時点で作らせていただいているという状況があるのですがけれども、実際今私たちのほうで計算させていただいていますのがあくまでも11号補正、今回のものも加味した中で、最終的な部分残るであろうという見込みからというところで引かせてもらったところだと、約72億ぐらいが実質の借入れ、借金といたしますか、そういう形になる予定です。なので、約303億円ぐらいについては交付税算入があるのではないかとこのところで見込んでおります。

以上です。

（金澤）今のご説明で、鴻巣市の借入れ、実質72億円ぐら이다よというご説明なのですがけれども、この辺を財政の市民のほうにアピールできるものを今後ちょっと考えていただいたほうがいいかなと。もう地方債というところだけ借金があるのだよと、実質出ているのだけれども、実態鴻巣市の場合はそんなにはないのだよというものが当然出てくると思うので、それを何かダイレクトに説明するのなかなか難しいだろうけれども、広報等の決算内容とか何かのときにその辺をちょっと記入していただいたほうが、見る人も安心すると言っておかしいけれども、えっ、鴻巣市ってこんなに多かったのだけれども、実質はこうなのだという形で分かっていたいただいたほうがよろしいのかなというふうに思います。ぜひその辺は、そのほうがよろしいかなと思います。その件はそれで以上です。

次に、78ページの臨時財政対策債1億7,200万円で、これ過去の予算に比べて少ない額となっていると思います。臨時財政対策債は、実質地方債で、発行が可能であって、発行しなくてはならないというものではないと私は理解しているのだけれども、これはその発行に当たっては自治体の責任と判断で必要だというふうに理解をしておりますけれども、この臨時財政対策債の主な用途はどういうものがあるのか確認をさせていただきます。

（財政課長）臨時財政対策債につきましては、発行可能額という表現から、市の判断で発行しないという考え方もございますが、臨時財政対策債は普通交付税の財源不足を補う振替財源であり、本来ならば交付税で措置されるべきものであることから、本市では毎年可能額まで発行している状況です。なお、財源区分としますと、一般財源という扱いになりますことから、特段の用途は決めておりません。

以上です。

（竹田）では、歳入の20ページからお聞きをしていきます。

ちょっと物価高騰で市民の暮らしが本当に大変と、企業も中小企業も大変という状況があるのですけれども、いわゆる収納率を0.973にしています。これは普通徴収のほうですけれども、いわゆる収納率が高まるという判断でこのようにしたと思うのですけれども、昨年が0.970、法人税は0.992にしていますが、昨年度は0.995です。ですから、個人住民税の収納率は高めて、法人市民税の収納率を低くしている、この要因は何でしょうか、伺います。

（税務課長）まず、個人市民税の普通徴収で収納率を0.973にしている理由なのですけれども、こちらは個人市民税の普通徴収における決算の収納率の直近3か年の平均値を使用しております。具体的な数字を申し上げますと、令和2年度が0.971、令和3年度が0.974、令和4年度も0.974でした。その平均値を算出しますと0.973になりますので、その値を使用しております。

法人市民税のほうの収納率を0.992にした理由なのですけれども、こちらでも同様の考えでありまして、法人市民税の決算の収納率の直近3か年の平均値を使用しております。また、これも具体的な数字ですが、令和2年度が0.986、令和3年度が0.999、令和4年度が0.991でありましたので、その平均値を算出しますと0.992になりますので、その値を使用しております。

以上です。

（竹田）コロナが終わって、ずっと物価高騰で、そういう中で先ほど個人住民税は0.974で、上げているわけですね。0.973か、平均で。収納

についても市民の皆さんにいろいろご協力いただきながら納めていただいているという点では、個人の生活、物価高騰の中での市民生活に対する税務課としての判断、収納率を上げられるという判断をしたという受け止めでよろしいのですね。

それからあと、法人市民税についても、もちろん1号法人もあつたりとか、圧倒的には法人の……1号ではない、8号、9号法人もありますけれども、1号法人が圧倒的多数という点では、1号法人の収納の率とか、そういうのは個別にお分かりになるのでしょうか。

（税務課長）法人市民税の1号から9号までありますが、その1号から9号別の収納率というのは特に算出はしておりません。

以上です。

（竹田）と申しますのは、今度昨年の10月からインボイス制度が始まりましたよね。それで、インボイス制度では、いわゆる消費税に関わる分は課税していますよということをきちっと、14桁の番号でしたでしょうか、それを全て掲載しなければ経費として落ちないという点では、本当に大変な状況が私は出てきているというふうに思うのです。そういう点からいうと、実務もしなければならぬというところを考えると、この収納率というのは多く私は影響が出てくるのではないかというふうに思います。今、国会では裏金問題やっていますけれども、国会議員は裏金つくっても、税金納めなくても何ら問われない。だけれども、市民はインボイス制度できちっとやっておかなければ一円たりとも納めなければならないという仕組みそのものについては非常に問題があると思うのですが、この0.992と0.993というのは適切な数字であると判断しておりますか。最後ちょっと確認します。

（税務課長）もちろんいろいろな考えはあるかと思うのですが、収納率自体、経済情勢ですとか景気の動向、そういったものにいろいろ左右される部分もあるのかなと思います。ですので、収納率を算定するというのは非常に難しい部分はあるのですが、直近3か年の平均値ということであれば、比較的なだらかとかいうか、平らになるというか、考え方としては直近のものを使うというよりは3か年で平均を使ったほうが確実か

なと思われましたので、こちらのほうを使用させていただいております。
以上です。

（竹田）同じページですけれども、固定資産税です。いわゆる今年度また土地の評価の見直しなんかも図ってくるような年になってきますけれども、新築家屋は結構増えていると思うのです。そういう点からいうと、課税金額が前年よりも少ない理由というのは何かおありなのでしょう。

（税務課長）まず、新築家屋の棟数を述べさせていただきたいと思います。

令和5年に新築した家屋の棟数というのは720棟でございました。前年の令和4年では661棟であったということを考えますと、新築家屋の棟数というのは確かに増加をしております。しかし、令和6年度につきましては、3年に1度の評価替えの基準年度であったため、家屋の評価額の見直しを行っております。建築資材の高騰などにより、全ての既存家屋の評価額が下がったわけではありませんが、全体として試算したのですが、約3.1%、税額が減少しております。そのため、新築家屋による増加分というのはあるのですけれども、家屋全体として見ますと、前年度より課税金額が少ないといったことになりまして、前年度比でありますと1.1%の減ということで、約29億2,000万円とさせていただいております。

以上です。

（竹田）続いて、27ページの配当割交付金です。前年度よりも1億円減額になっております。この要因は何でしょうか。

（財政課長）こちらは、令和5年度予算に対しまして、国の地方財政対策で示された伸び率86.9%を乗じて算出したものになっております。

以上です。

（竹田）いわゆる基礎の数字が減ったということなののでしょうか。その86.1%の根拠というのは何なのでしょうか。

（財政課長）申し訳ございません。こちらのほうに関して、内容に詳しいところというのがあまり説明がない状況になっておりまして、我々もこの数値で予算をつくるというところではちょっと手だてがないよう

な状況で計上しております。

以上です。

（竹田）続いて、同じページの地方消費税交付金も減額になっています。この要因は何でしょうか。

（財政課長）こちらにつきましても、令和5年度の予算に対しまして国の地方財政対策で示された伸び率97.1%を乗じて算出しているという状況になっております。

以上です。

（竹田）今物価高騰で消費は減っているけれども、消費税分は上がっているのですよね。だから、消費税の収入は増えているはずなのですよね、物価高騰の部分だけ。ですから、この消費税の税収が増えているにもかかわらず、この部分で減額になっているというのは何ゆえなのか。先ほど97%とおっしゃいましたけれども、消費税収入増えているのに、なぜ地方交付金には減らされるのかというのがちょっと不思議なのですが、伺います。

（財政課長）委員お見込みのとおり、物価高騰、消費が減っているかという、物価高騰でも日用品等の購入というのは必ず発生してきますし、来年度以降インボイス制度というのも始まりますので、我々としましてもこちらは上がるのではないかとというようなところで考えていたところだったのですけれども、国のほうの見解は違うようでして、こちらが下がるというような形で示されてしまっているところでして、私たちも状況的にはちょっと首をかしげているような状況で、正直分らないところが本当のところではあります。

以上です。

（竹田）続いて、28ページです。普通交付税と特別交付税の数字が出されています。この中には、いわゆる合併特例債分がどのくらいあるのか、お分かりでしたらお答えいただきたいと思います。

（財政課長）合併特例債については、元利償還金の70%が普通交付税として措置されることとなっております。こちら一般会計ベースでお話をさせていただきますけれども、令和6年度の合併特例債に係る元利償還

金が約19億2,300万というところで算定しますと、約13億4,600万円が普通交付税として措置されるものと推計しております。

以上です。

（竹田）分かりました。

続いて、特別交付税の中にはコミュニティ交通に関わる金額というのはどのくらい入っているのでしょうか。その次のページの、その次のところには交通安全対策特別交付金というのがあるのですが、どちらかに入っていると思うのですけれども、コミュニティ交通に係る金額というのはどのくらいあるのか、どこに入っているのかをお答えいただきたいと思います。

（財政課長）この令和6年度予算に関しては、どこというのは実は入っていない状況でして、あくまでも特別交付税の算定においては、一度大災害が発生しますと、計上していたものが歳入できない可能性があることから、災害等が起きても配分されるであろう通常分として2億円を計上させていただいている状況になっております。

以上です。

（竹田）では、ちょっと過去の分で確認をしたいと思うのですけれども、地域公共交通は非常に今重要な事業ということで、国もきちっとして位置づけていると思うのですが、私のちょっと認識だと、赤字分が発生しますよね。その赤字分のまた2分の1は特別交付税で見てくれるから地域公共交通なんかも事業として展開できるのだ……間違えた。赤字分の2分の1を国が面倒見てくれると、だから地域公共交通として事業が展開できるのだというふうな、ちょっと認識でいたのですけれども、この過去の例から見てどうなのか。ある自治体の人に聞くと、それはいわゆる財政力に応じてその指数が違ってくるよというふうにも言われているのですが、いかがでしょうか。

（財政課長）赤字分に対してというのは、私たちのほうでもどういう算定になっているのかちょっと不明な部分が特別交付税についてはあるのですけれども、令和4年度につきましては、地方バスとしてフラワー号の運行経費やバスの購入経費などを対象として約9,700万円が算定され

ております。しかし、特別交付税については、1月1日に発生した能登半島地震のような大災害が起きますと、被災地に多く配分されるものでありますので、予算計上時に特別交付税を多く見込むということが難しいという状況になっております。

以上です。

（竹田）分かりました。

続いて、40ページです。ICT推進事業の中で、社会保障・税番号制度システム整備事業補助金。前年度は市民課のところに入っていた事業ですよね。今回、このICT推進課に入った理由というのは何かあるのでしょうか。

（ICT推進課長）まず、申し訳ございません、前年度ちょっと市民課で計上していたところを私が今把握はしてございません。しかしながら、この補助金の歳入としましては、自治体中間サーバー整備の始まる26年から、当時の情報システム課で、以降一応対象があれば計上をしているというような状況です。この補助金につきましては、自治体中間サーバーの設計、構築、運用等の経費、これらを地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISのほうに対して市が交付金として支出をしてございます。この交付金のうち、自治体中間サーバーの設計、構築に係る経費、これに対して入ってくる補助金でございます。

4年度、5年度につきまして歳入の計上がなかったという部分はあるのですけれども、これは前回の自治体中間サーバーの更新が令和3年度に完了しております。ですので、4年度、5年度に関しましては、中間サーバーの改修ですとか、そういった支出がなかったものですから、歳入もなかったというような状況でございます。6年度計上しておりますのは、次の自治体中間サーバーが令和8年に更新が予定をされております。この更新に対してJ-LISのほうで設計、構築というものが6年度から始まるということで、その分の歳出と歳入が発生しているものでございます。

以上です。

（竹田）LGWANとの関係とかいろいろ、いわゆる情報関連との関係

であると思うのですけれども、なかなか準備ができなくて整備が進まないという中に埼玉県も入っているというのがちょっと情報として入手したのですけれども、この点などは大丈夫なのですか。連携というか、情報連携の点では大丈夫なのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

（ＩＣＴ推進課長）この自治体中間サーバーの更新につきましては、Ｊ－ＬＩＳのほうで定期的というか、５年ごとに計画的に行っているものでございますので、ＬＧＷＡＮとか若干、Ｊ－ＬＩＳのほうは１年とか遅れた部分があったとは思いますが、実際に中間サーバーに関しましてはそういった情報は今のところ入っておりませんので、予定どおりになるかと思えます。

以上です。

（竹田）続いて、６０ページです。６０ページの全国家計構造調査委託料というのですが、これはどんな内容で、どのように行うのかをお聞きします。

（総務課長）全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的として実施している統計法に基づく基幹統計調査で、５年ごとに実施しております。調査事項は、日々の家計の収入と支出、年間収入、預貯金などの金融資産、借入金、世帯構成、世帯員の就業・就学状況、現住居の状況などで、年収、貯蓄等や世帯の状況などを調査する簡易調査と、それらの事項に加えて２か月間の日々の家計の収入、支出の調査を行う基本調査から成っております。

以上です。

（竹田）ということは、非常にリアルな実態が出てくるというふうに思うのですけれども、対象戸数というのはどのくらいなのでしょう。そして、どういう方が訪問に伺うのか、お伺いしておきます。

（総務課長）全国的には、無作為で抽出した約９万世帯を対象としております。本市では、国勢調査の調査区を基に、総務大臣が指定した４つの区域から１２世帯ずつ、合計４８世帯を対象として調査を行います。調査

のほうは、統計調査員のほうが行います。各世帯を訪問して調査を行います。

以上です。

（竹田）続いて、62ページの資産管理課のほうの建物貸付料というのは前年度より減額になっているのですが、どこの部分が減額になる要因があるのか伺います。

（資産管理課長）多分前年度より増額になっているかと思うのですけれども。

（竹田）ごめんなさい。私、増って書いたのに、間違えておりました。すみません、増です。

（資産管理課長）要因としては、旧笠原小学校の貸付けの見込みによるものです。令和5年度予算では、まだ令和3年度、学校運営中の体育館の貸出しの実績を予算計上しておりまして、1万8,000円を見込んでいました。令和6年度予算では、令和4年度の一般への貸出しを含めた実績、これを予算計上しておりまして、66万円を見込んでいます。この分が前年度より増となった要因となっています。

以上です。

（竹田）先ほど笠原小学校の分とおっしゃいましたよね。それで、今、旧笠原小学校の跡地利用についての公募を行うのですよね。公募を行っていて、第1回目のプレゼンが終わって、これから第2回目のプレゼンに入っていくと思っているのですけれども、その後いろいろやって、議決して、笠原小学校を貸し出しますよという議決をした後に賃貸借契約を改めて結んで貸し出すと。ですから、その金額というのは本来分からないはずだと私は受け止めているのですが、この数字がここに出てきていいものかどうなのか確認します。

（資産管理課長）これはあくまで令和4年度の実績を見ているので、公募になったときの歳入とはちょっと別と考えています。あくまで一般にスポット貸しを想定した貸出しなので、実際にはちょっとこれ令和4年度分丸々入っていますから、公募が決まってしまうとここまではいかないのかなという想定はしています。

以上です。

（竹田）事業化、いわゆる笠原小学校の跡地利活用についての事業を進めているところの事業化はどうか。

（総合政策課長）事業者選定後の貸付料につきましては、現在の募集要項の中で貸付料基準額を示しております。年額にして土地、建物総額で219万6,000円ということで現在募集をかけているところですが、これから事業者から年額で幾らという金額を提示、提案を受ける中で、市が示しているこの金額を下回る場合には議会のほうにお諮りする案件となりますので、時期としては今年の9月議会で、その場合にはお諮りするような形になると考えております。

以上です。

（竹田）続いて、65ページになります。64、65ページで減債基金の繰入金が前年度より増額になっています。それから、公共施設等整備基金繰入金は減額にしていますが、その理由についてお尋ねをします。

（財政課長）減債基金の増というところですが、こちら基金の取崩しの考え方の推移についてですが、まず平成30年から令和4年度の間、償還ピーク時に48億円前後の公債費が見込まれることから、年間3億程度を取り崩すことで償還額を45億円前後に平準化をしてきたところです。令和5年度より元利償還金が45億円を下回っておりますが、依然として40億円以上の償還額が見込まれることから、令和3年度の国の補正予算により令和3年度発行見込額を基礎とし、将来の交付税に算入されるべき臨時財政対策債償還額の一部が普通交付税として措置されたことによる約5億4,000万円がございまして、それを使いまして、まず2億円を臨時財政対策債償還の一部として活用をすることとしていまして、さらにまた令和5年度の国の補正予算により臨時財政対策債償還基金費が創設されまして、令和6年度及び令和7年度の臨時財政対策債の一部を償還するために普通交付税に1億3,591万9,000円が増額されたことから、令和6年度はその約半分程度の6,000万を増額しまして、2億6,000万という形にしております。

以上です。

（資産管理課長） 公共施設等整備基金繰入金の減の理由なのですが、こちらに関しては令和6年度の繰入金は小学校施設改修事業の松原小学校校舎外壁等改修工事、これに関する費用で、5,890万円に充当するものです。減額となった理由は、令和5年度は松原小学校の屋上防水の改修、箕田小学校の屋上防水の改修、この工事費と工事管理費、それから中央小学校の屋上防水の改修工事費、こちらに充当しておりまして、もともとの金額が大きかったことから、今年度は減額という経緯となっております。

以上です。

（竹田） 64ページですけれども、合併振興基金繰入金です。これはいろいろな、最初はソフト事業だけだったのですが、今ハードにも使っていますが、このハードの部分も含めて増額の理由を最後お聞きします。

（財政課長） こちら道の駅整備事業の進捗により事業費が増額していることから、前年度比1億9,377万5,000円増の2億6,044万6,000円という形で計上をし、譲渡をさせていただいております。

以上です。

（竹田） 申し訳ない。道の駅整備事業というのは、総額で幾らの地方債を使うように計画になっているのか、最後ちょっと確認をさせていただきます。

（財政課長） 申し訳ございません。そちらのほうまだちょっと試算のほうをはっきり出てきていない状況ですので、今後お示ししていくような形になるかと思います。

以上です。

（中西） そうしましたら、令和6年度一般会計予算の歳入について質問させていただきます。

ページが64ページで、寄附金のふるさと寄附金なのですが、これが1億4,000万円というところで、積算の根拠をお願いします。

（総合政策課長） ふるさと寄附金1億4,000万の積算根拠でございますが、金額自体は前年度、令和5年度と同額としております。この根拠で

すが、今年度の寄附の受入れ状況を鑑みまして、今年度の現在の状況を見ますと、1月末現在で前年同月比で103.11%ということで、若干増加しているのですが、ここ数年の伸び率からするとほぼ横ばいというような状況となっております。また、昨年10月に総務省、国のほうで基準の見直しが行われまして、それに対応するために寄附金額に関する返礼品の提供割合の引下げなども行っておりまして、その影響についても今後の見通しがなかなか読めない部分もございますことから、前年同額とさせていただきます。

以上です。

（中西）今横ばいというお話の中で、寄附金を増やしていくことというのはとても大切なことだと思うのですが、今年度と来年度で寄附金を増やす取組というか、変化というのはあるのでしょうか。

（総合政策課長）寄附金獲得に向けた来年度の新たな取組という部分で申し上げますと、大きく2点ほどございます。1点目としましては、寄附金の申込窓口であるポータルサイトを令和6年度からふるさと納税百選というN T Tドコモ系のサイトを1つ追加する予定であります。これによって、寄附金受入れのさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、2点目としまして、来年度からそのポータルサイトと市と、間に入って返礼品提供事業者への発注ですとか、発送管理ですとか、寄附者に対するお礼状や寄附金受領証明書の送付、またそういったポータルサイトの保守管理などを行っていただきますふるさと納税業務委託をお願いしている事業者が変更となります。この事業者を選定する過程の中で、事業者へ支払う業務委託料がこれまでの半額程度に引き下げられることになりました関係で、国のほうで経費率がトータルで50%以内と定められている中で、その経費削減できた分を返礼品の提供割合の引上げなどに充てたりして、返礼品の競争力を高めていきたいと考えております。

以上です。

（中西）今ふるさと寄附金の中で、直近の集計で構わないのですけれども、今出ているものというのとは何かあるのか教えていただければと思う

のですけれども。

（総合政策課長）現在把握しております本年1月末現在の状況で申し上げますと、件数別では上位3つほど申し上げますと、1位がもち麦関係で1,354件、2位が台車ということで617件、3位がその他食料品ということで、主にグルテンフリー食品になりますが、こちらが441件となっております。一方、金額別で集計いたしますと、台車が3,398万5,000円、もち麦関係で1,598万4,000円、3位がチケット関係、こちらが鴻巣カントリーゴルフ場利用権ですとか花火大会の観覧チケットになりますが、こちらが625万1,000円というような状況になっております。以上です。

（中西）ありがとうございます。

では、次に行きまして、企業版ふるさと寄附金なのですけれども、もう前任者がお聞きしていますので、一応確認という形になるのですけれども、450万ということで、企業から150万で、来年度からはマッチングを図って300万増やしますと、こういうことでよろしいでしょうか。

（総合政策課長）中西委員のお見込みのとおりでございます。

以上です。

（中西）次に行きまして、同じく64ページの財政調整基金繰入金なのですけれども、こちら基金残高というのは幾らになるのかお伺いします。

（財政課長）当初予算承認いただいた場合の令和6年度末の残高は、約13億8,600万円を見込んでおります。

以上です。

（金澤）では、1点だけ。竹田委員のほうから質問があった中の41ページのICT推進課の内容なのです。自治体情報システムの標準化事業の補助金という形で5,476万円が出ているのです。これ国のほうも行政コストの削減や事務の効率化をつなげる目標で、今まで自治体ごとにばらばらにあった業務システムを一元化しようと、統一しようという形で、国のほうの目標は2025年度末、来年度末という形でなっているのですが、自治体の中だと独自に開発したシステムを使用しているため、標準化するのは移行は難しいとか、期限までにその業者がいらないから間に合わない

いとか、いろいろ問題が発生しているようでございますが、本市の場合の基幹情報システムの標準化への移行、これは来年度末には完了するように見込んでよろしいのか、確認だけです。

（ＩＣＴ推進課長）本市におきましては、国のほうで令和７年度末ですので、令和８年３月までに標準準拠システムを利用しなさいというようなこととなっておりますので、現在の予定ですと令和８年１月には新たな標準準拠システムの稼働に向けて、現在ベンダー含めて協議を進めているところでございます。

以上です。

（金澤）こういう指示があったので、確認のためにさせていただきました。令和８年１月には完了するということであれば、それでよろしいと思います。

以上です。すみません。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前９時５６分）

（開議 午前１０時１３分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第４１号 令和６年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の歳出について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（金澤）それでは、令和６年度一般会計予算の歳出について質問させていただきます。

これ通告しておりますので、その順番でいきたいと思いますが、まず９９ページの包括施設管理業務委託の件でございます。５億１，１３７万円というこ

とで、委託期間が令和4年度から令和9年の5年間、長きにわたる持続可能な公共施設等の管理運営という形での委託でございまして、委託先としてはJ M・F B S・前田共同企業体ということで、既に118施設が、委託をして、令和6年度は24施設ですか、142施設になりますよという説明でございしますが、まず1つ質問として、24施設増やした理由についてお聞かせ願います。

（資産管理課長）こちらについては、指定管理者の更新に伴うものでして、それぞれの事業課とも協議をした上で、包括導入の当初の目的である管理水準の統一化、施設の安全性の向上、事務の効率化、こういったものが図れると判断したものから導入したものです。

以上です。

（金澤）今説明の中で、更新をしたという形なのですが、この更新というのは年度ごとに更新するのですか。

（資産管理課長）指定管理者の更新なので、基本的には5年で更新されているものがたしか多かったと思います。包括についてはそのまま、8年度までですか、継続して行うという形になります。

以上です。

（金澤）いや、今説明で更新をしたというふうになったから。5年間契約だから、更新しないのではないかと思うのだけれども。

（資産管理課長）すみません。更新という意味は、指定管理者の更新という意味です。よろしくお願いします。

（金澤）次に、管理システムの導入によるメリットというのはどのようにお考えになっていきますか。いろいろるる説明はございましたけれども。

（資産管理課長）管理システムの導入のメリットなのですが、多数の施設の情報について管理が一元化できているということで、システムの活用によって事務効率の向上が図られたこと、各施設、事業課、委託業者との情報共有ができること、それから過去の保守管理や修繕に関するデータを蓄積することで、後で分析等が可能になるといったことが挙げられると考えています。

以上です。

（金澤）今 4 つか 5 つメリットありましたけれども、担当職員として一番メリットは何ですか。

（資産管理課長）やはり情報がまず一元化されているというのは、一番このシステムのメリットかなというふうに感じています。各課状況が既にどういう状況になっているかというのがシステムを見ることで分かりますので、この辺についてはシステム導入の効果があっただろうと感じています。

以上です。

（金澤）結局同じレベルでの情報管理ができるというメリットが一番大きいという形でよろしいのですよね。

その次なのですが、担当部署の職員さんというのはこのシステムの内容を理解していらっしゃると思いますが、その現場確認等はどのように行っているのか確認します。これ前任者の質問でもございましたが。

（資産管理課長）保守に関しては報告書といった形で上がってきますし、修繕に関してはシステムの中で 1 つの修繕に対して現場の写真、各業者からの見積り、その事業課からの故障の要因というか状況について、こういったことが不便なところだとか、こういったところから破損してしまっているとか、そういった状況の報告書が上げられてきます。そういったところから、システムの効果はあったのかなというふうに考えています。

（金澤）そうしますと、委託先からこういう話がありますよという形で写真とかそういうのを見て確認をするというだけで、担当職員云々は現場確認というのはしていないのですか。

（資産管理課長）小規模なものに関しては、写真等で症状を見て、現地等行かずに発注のほうはかけています。ただ、物によっては金額がかかったりとか、ちょっと状況等が読み込めないとか、そういった場合については現地のほうを確認して、対応についても J M とも協議をして進めています。

以上です。

（金澤）そうしますと、現場確認というのは、管財職員が現場へ行く。

いわゆる担当の部署の職員というのは現場には見に行かないという解釈でいいのですか。

（資産管理課長）担当部署のほうもどこまでちょっと現地を見てその修繕を承認しているかというところまでは我々も把握はしていないのですが、もちろん資産管理課のほうでもちょっと見てほしいとか、建築のほうの技術職員もいますので、現地を見てほしいというような形で資産管理課のほうの職員が行く、現地に行ってみる場合もあります。

以上です。

（金澤）今のご説明ですと、結局現場主義の中で、担当部署の担当職員が行って確認をしておかないと、実際使うのは管財部ではないわけです。管財ではないのですよね。いわゆる各部署だと思うのですが、その辺はご一緒に確認するとか、そういうスキームが必要ではないかと思いますが、ご見解はどうですか。

（資産管理課長）保育所であったりとか公民館であったり、市の職員がいれば、その場で確かに見ていると思うのですが、指定管理者に関しては今後、昨日も申し上げた定期的な講習会とか研修みたいなもので周知をしていきたいなというふうに感じています。

以上です。

（金澤）次に、委託協議が令和4年4月からという形で今日まで至っているわけですが、その中で具体的な修繕実績というのはどの程度あるのですか。130万円以下は委託先がやるし、中規模、大規模云々についてはこっちでチェックしているという形なのですが、実績はどの程度なのでしょう。

（資産管理課長）実績につきましては、今年度の場合ですと、修繕に関しては1月末で768件の修繕を行っています。保守に関しては、ちょっと数え方もあるかと思うのですが、約1,500件の保守点検を行っています。

以上です。

（金澤）先ほど修繕のほうだと768件というお話ですが、そうすると、いわゆる既存施設は今118施設チェックしているわけですが、ではその1施設

設の中でどういうカウントになるのですか。768件というのはすごく多いなと思うのだけれども。

（資産管理課長）ある程度1次下請の方への契約単位、J Mとの1次下請との契約単位でのカウントになります。例えばクレセント1つとか鍵1つの交換でもそれは1つの契約ですし、防水とかそういった100万ぐらいのものでも1つの契約になっていますので、それは1つずつという数え方にしています。

以上です。

（金澤）そうすると、確認ですけれども、1つの修繕をしますよということでやった場合に、1次下請、2次下請云々が出ますよね。そうすると、個々にこれはカウントしているという解釈でいいの。

（資産管理課長）あくまでそれはJ Mと1次下請の契約でのカウントになります。

（金澤）というと、その118施設つきりないのに768件ということの数字自体がちょっと分からないのだ。だから、いわゆる契約ごとに1次下請、2次下請云々の人の契約したものも全部カウントして768件なのですか。

（資産管理課長）768件の中に2次下請の契約は含めていません。あくまでJ Mとの契約を行った契約になります。

（金澤）そうすると、よく分からない。118施設がありました。では、1施設の中で年間を通してやった場合に、いわゆる3月頃修繕した、8月頃修繕した、また12月頃修繕した、それも全部カウントになるわけ。

（資産管理課長）委員のおっしゃるとおりの数え方になります。

（金澤）では、何でそれが一括で分からないのですか。だって、1つの施設をその委託業者が全部見て、こことここは直さなくてはいけないねということがあるのだったら、一括で直してしまうことができるのではないのですか。いわゆるその辺がよく分からないのだ。細分化して130万円以下にするのだとか、その辺の内容がちょっと分からないのだけれども。

（資産管理課長）壊れ方にもよると思うのですけれども、例えば雨漏りをしてしまったとか建具が壊れている、それが同時に起きたとします。

そういった場合については、建具は建具業者への J M との契約で 1 つ、雨漏りに関しては防水の改修ということで、J M と防水を施工する業者との契約で 1 つというやり方をしていまして、大規模工事とかであれば一括で発注してしまうということもあるかと思うのですけれども、これについては修繕ですので、もうそれぞれ個別の業者と J M との契約という形になります。

（金澤）この内容については、ちょっと時間もないので、後でゆっくりまた何かの機会に聞こうと思います。

それと、もう一つは、委託先には市内業者を積極的に活用しなさいという指示は出していると思うのですが、これは具体的に実績はどの程度ですか。

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午前 1 1 時 1 6 分）

（開議 午前 1 1 時 1 7 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（資産管理課長）今 768 件のうちの市内業者に発注した数は、707 件となっています。

以上です。

（金澤）768 件で市内業者に 707 件という形でかなり、90% 程度市内業者を活用しているということで、それは非常によろしいことではないかと思います。

次に入ります。委託して 2 年間経過をしているわけですが、2 年間たてば全ての施設は巡回、保守点検は完了したのかなと私のほうは思うわけですが、今後予防修繕を行うというふうに説明がございましたが、年々、施設の修繕等は毎回やっているのだから減少していくのではないかなと。そうすると、巡回保守点検が今後主流になってくるのではないかなと思うのですが、その辺のご見解はどうですか。

（資産管理課長）今のところ、2 年間やった中で巡回点検の指摘等もあるのですけれども、あまり件数が減ってきているという実感は今のところ

ろは感じていないです。

（金澤）いわゆる一般的に毎年巡回します。おかしいところは修繕しました。直しました。では、翌年も同じところを回りました。そこでまたおかしいところを直しました。だけれども、既にもう直している分があるのだから、どんどん修繕の部分は減っていくのではないかなというのが我々議員の一般的な考え方なのです。そうすると、最終的には修繕ではなくても、最後は保守点検だけでいいのではないかなと、そういう循環でいいのではないかなというふうな、委託先は動くのではないかと思います。その辺はいかがですか。

（資産管理課長）将来的には委員のおっしゃられるとおりに巡回点検やっても、もう件数も減ったのでやめようとか、そういったことも考えられるかなと思うのですけれども、今の時点ではちょっとまだ巡回点検を入れておいて効果があるなというふうに感じていますので、来年度についても続けていきたいなと思います。

以上です。

（金澤）この件で最後の質問なのですけれども、今ご説明がございました。いわゆる5年間やっていると、だんだんそういうもののほうが巡回だけで済むような形になるのではないかなというふうになると、その130万円以下の修繕実績も減ってくるだろうし、委託料自体、これが毎年5億何千万という形でお支払いしていますが、この委託料の見直しというのは今後どのように考えているのかお聞かせ願いたい。5年間あくまでも契約したのだから、5億幾らはかかるのだという発想なのか、いや、内容的にだんだん変わってきているのだから、見直しも入ってもよろしいのではないかと、その辺の見解はどのようにお考えになっているかお聞きします。

（資産管理課長）修繕等も水物というところもありますし、保守に関してはもう法律的に決まっているようなところもありますので、保守に関してはもう今後もずっと続けていかななくてはいけないかなというふうに思います。ただ、130万円以下の修繕については、過去の経緯とか、そういったものを踏まえて修繕費等は決めて、予算化していくというふう

考えています。

以上です。

（金澤）そうしますと、5年契約ですよ、これ。そうすると、5年契約だと5年契約が満了したときに、この委託云々、包括施設の管理業務委託云々のほうの見直しとか、その辺は考えるのか、いや、そのまま更新するのか、その辺はどういうお考えですか。

（資産管理課長）その発注の仕方というか発注の内容につきましては、仕様等につきましては、やはりこの5年間の改善点、そういったものがあれば、そういったものを反映して、そういった仕様に直して発注すべきだというふうに考えます。

（金澤）では、次に移ります。もう時間もちょっとかなり使いましたので。市長と語る地域懇談会事業、これについては内容はある程度分かってきましたので省きます。

同じ103ページのふるさと納税推進事業、6,447万円です。歳入では、ふるさと寄附金が1億4,000万、企業版ふるさと寄附金が450万を見込んでいるという形でございます。県内の寄附金の上位自治体調べますと、北本市とか秩父市と比較した場合、その促進事業の状況をどのように考えているのか、担当部署にお聞かせ願います。

（総合政策課長）令和4年度実績におきます県内市町村の比較では、現状としましては、本市の状況を申し上げますと、ふるさと寄附金が県内市町村で16位、企業版ふるさと寄附金が22位となっておりまして、特にふるさと寄附金につきましては他自治体が伸びているということもございまして、本市の寄附受入額も増加傾向にあります。県内順位としては下落傾向にございます。本市としましても、寄附受入れ拡大に向けまして、新規返礼品の拡大ですとか、また量とか物の組合せを変えるなど、ラインナップの増加にも努めておりまして、商品数としては県内トップクラスとなっております。また、ポータルサイトを増やすなど、拡大について取り組んでいるところでございます。

上位に位置しております自治体の傾向を見ますと、寄附1件当たりの単価が高い傾向にございまして、寄附受入額の増加に向けては、魅力があ

る返礼品の提供はもちろんのことですが、単価の高い返礼品についてもいかに増やしていくかが課題であると考えております。今後も新たな返礼品の開拓に努めながら、様々なニーズに応えられるような様々なバリエーションの返礼品をご用意しまして、本市のふるさと納税のPRを推進していくとともに、企業版ふるさと納税につきましても寄附企業とのマッチング業務委託等を活用しながら、受入れ拡大を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

（金澤）次に、105ページの笠原小学校跡地利活用事業で、25万円かな、出ています。説明では、その実行委員会があつて、のんびりするようなイベントをやっていますよという話でございましたが。実行委員会の活動については分かりました。今後の笠原小学校の跡地の利活用の方向でございすけれども、跡地利活用のその後の推進状況というのはどのように考えているのかお聞きいたします。

（総合政策課長）笠原小学校の跡地利活用につきましては、現在、民間事業者のノウハウを生かして笠原地域の活性化や施設の一層の有効活用を図るために、事業者の公募を行っているところでございます。そういう公募を行う中で、まず第一に、地域資源を有効に活用し、地域の活性化や地域の魅力創出につながるような事業者を選定してまいりまして、跡地が有効に活用されるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（金澤）跡地の利活用の方法というのは、結局情報なのだ。全国的にこの情報をやって、いわゆる関東エリアではなくて、中国とか、九州地方とか、そっちのほうからそういう人を呼ぶとか、また今先ほどお話しした包括管理システムの中の、いわゆる委託しているJM・FBS・前田共同企業体、この辺の人にもお願いして、ゼネコンからの情報収集とかそういうものをお願いしない限り、なかなかこういう跡地利用というのをやるというのは難しいだろうし、そういう動きをすることによって、笠原小学校だけではなくて、今後発生する常光とか、大芦とか、いろいろ今回ありますよね。そういうところにもマッチングしていくのではな

いかと思うのです。だから、やはりそういうネットワークというのを構築して学校の跡地利用を動かないと、これどこの市町村もみんなやっている。競争になってしまうのです、最終的には。もういいところ引っ張ろう、いいところ引っ張ろうといったって、どこだってみんなおいで、おいでやっているわけだから、やっぱりその辺のシステムというか内容を構築していかないと、いわゆる最適な跡地利用ができないのかなという感じがしますので、その辺はいかがですが。

（総合政策課長）今回の笠原小学校の跡地利活用の公募に際しましては、文部科学省が設置しておりますみんなの廃校の活用プロジェクトというような全国のサイトがございまして、そちらに公募開始と合わせまして公募の要件等を載せて、全国的に周知を図っております。また、現在、公募に向けたコンサルティングの業務委託を入れておるのですが、その業者を通じまして、過去にサウンディング調査ですとか行っており関わりのあった業者さんにも案内をするなど、周知を図っているところです。最近ですと行田市さんですとか春日部市さんでも廃校の跡地利活用ということで進んでおりまして、金澤委員のおっしゃるとおり、これから貸し出すにしても競争が激しくなってくると思いますので、引き続きそういった公募を今後行っていくような場合にはそういった周知に努めますとともに、またそういう条件面も近隣の状況等も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（金澤）続きまして、同じく105ページの市制施行の70周年記念事業の389万です。これは確認だけなのですがけれども、記念式典で行う表彰、これであと129ページに表彰事業がありますよね。これはやっぱり関連しているのですか。その確認だけです。

（総合政策課長）委員おっしゃるように関連しておりまして、例年10月1日の市民の日に合わせて実施しております市政功績者表彰を記念式典の中で行うものでございます。

以上です。

（金澤）次に、107ページのSDGsの推進事業でございます。SDGs

の未来会議とか鴻巣のSDGsフェスティバル、こうのとりSDGsパートナー制度、ポイント制度という形であるのですが、この委託料のSDGs推進業務委託と地域ポイント導入支援業務委託の委託内容についてお聞かせ願いたい。

（総合政策課長）初めに、SDGs推進業務委託料ですが、こちらはこうのとりSDGsパートナー宣言制度の実施に係る分とコウノトリSDGsフェスティバルの開催に係る分とで構成されております。宣言制度の分につきましては44万円を見込んでおりまして、宣言したパートナー向けに開催予定であります交流会におきまして、講演会やワークショップ等を実施するための委託料となっております。もう一つの残りのフェスティバルにつきましては453万7,500円を見込んでおるのですが、こちらにつきましてはSDGsを楽しく学べる体験ブースやSDGsのゴールを取り入れた講演会ですとか、また市民参加の下、本市が未来都市計画で目指しておりますコウノトリをシンボルとしたまちづくりを題材にした催し等を実施するための委託料となっております。

もう一つの地域ポイント導入支援業務委託料につきましては、市、地域団体、事業者等が実施しますSDGsに関連する活動を対象にポイントを付与し、市民の皆さんだけでなく、市外の方でも活動に参加していただいて、ポイントを獲得できるような仕組みとなるシステムを構築するための委託料となっております。

以上です。

（金澤）その中で、地域ポイント導入支援業務委託という形で今ありました。私何となく全体的なものの説明を受けると、これ将来的に、地域通貨というのがありますよね、そういうものへシフトしていけるのかなと。もう大々的にSDGsというのは全体的にやらなくてはならないことなので、このポイント導入支援をやる方法、だんだん発展的に拡大して、今各自治体でもはやっている地域通貨、それへのシフトが可能ではないかと思うのですが、見解を、すみません、いかがですか。

（総合政策課長）現在ポイント制度として構築している、予定している中では、まずはSDGsの認知度向上というところで取っかかりとしま

して、ポイント自体は換金性がないものを想定しております。金澤委員さんおっしゃるとおり行く行くは、近隣でも深谷市ですとか熊谷市で地域通貨的な事業をやっておりますけれども、市内でそういうポイントが流通するような土壌をつくり上げた上で、将来的な課題といいますか、方向性としてはそういった地域活性化という部分で地域通貨、そういったものにも検討は必要になってくるものと考えております。

以上です。

（金澤）最後、139ページの公債費について確認します。通告してあります。本予算の元金、いわゆる借入金元金の償還が41億9,698万と、利子の1億567万円における公債費の負担比率というのはどの程度なのか、数字だけ教えてください。

（財政課長）こちらのほう、令和6年度での公債費負担比率というのはちょっとなかなか試算がしづらいところでして、実際令和4年度決算ベースでの比較というところになるのですけれども、公債費負担比率については、本市を含めた9市の状況……失礼しました。令和4年度決算ベースですと、本市15.1%という形になっております。

（金澤）今15.8と言ったよね。

（財政課長）15.1%です。

（金澤）15.1%。分かりました。この負担比率、これは類似同規模自治体と比較した場合に、鴻巣市の場合はどの程度なのか。

（財政課長）県内9市が類似団体と言われる形のくくりになりますけれども、こちら9市の平均ですと11.5%になっております。また、ちなみに県内40市の平均は11.4%という形になっております。

以上です。

（金澤）では、最後の質問でいきます。406ページの債務負担行為なのです。令和6年度は9ページのほうに21行ありますよという形で、ここに令和6年度に関わる分と、それと過年度分に関わる分という形で書いてあるのですが、いかんせん合計金額というのが書いてないのです、大体幾らぐらいと。それをちょっとお聞きしたいのですけれども、まず6年度以降の一般財源の支出予定額というのは幾らなのか確認させてくださ

い。

（財政課長）こちら令和6年度に係る分ということで、これいずれも一般財源支出予定額につきましても、限度額を実額で設定している事項分のみの総額というところになってしまうのですが、令和6年度に係る分、令和6年度以降の一般財源総支出予定額は9億9,904万円となっております。

（金澤）令和6年度以降が9億9,904万円ということ。

それと、410ページの過年度分に係る当該年度以降の一般財源の支出予定額というのは。それも数字分かりますか。

（財政課長）過年度に係る分というところでも、やはり一般財源支出予定額につきましても限度額を実額で設定している事項の分のみになってしまうけれども、こちらにつきましても総額は約109億7,150万円となっております。

以上です。

（金澤）そうしますと、債務負担行為というものに係る事業が何か年々増えてきているのではないかなという感じはするのですが、債務負担行為は歳出予算が該当年度のみで、今年度においては支出が予定されている点で理解しているのですが、事業が今年度ちょっとなかなか難しいとかあるので、後年度に回してしまったほうが良いという形でこの債務負担行為のほうにシフトしてしまっているとか、そういうことというのはないのでしょうか。本来今年度やるべきだということを翌年に回してしまうとか、そういうことはやっていないのでしょうか。確認です。

（財政課長）委員のおっしゃいますとおり、債務負担行為を設定されることで事業の実施、予算的な部分で前年度より確定される、拘束されるような形ということにつきましては、実際財政課としても厳しいところもございます。ただ、担当課からしましても、前年度より始動しないと事業が遅延してしまうなど、やむを得ない事情もございます。継続的な事業での設定が実際には多いところですが、今後においても設定の話が出てきた場合にはヒアリングにてよく内容を精査してまいりますということになります。

以上です。

（金澤）結局契約を今年度とにかくしておいて、事業については来年度以降という形で考えるのも一つの手法だと思います。いずれにしろ、ただやっぱり債務負担行為云々よりも、単年度での予算、それに向けての実績、実施、この辺をやっぱり考えていかないと、将来的に債務負担でどんどん、どんどん繰越し、繰越しやっちゃってしまおうと、総体的に財務内容がどうなのだということになかなか見えづらいところが出てくるのではないかと思います。その辺でどのような考えをしているのか、お聞かせ願います。

（財政課長）過去に国のほうからの通知でも、むやみに債務負担行為にて事業を設定して行かないようというふうなお話もございました。実際我々のほうも、債務負担行為を設定する場合、その辺り気をつけながらということで、実際もう確定的に仕事をしていくという金額がある程度見えているものであれば、やはり継続費を設定するような形で、将来こういう形のものが確実に負担として出てくるというのを見えるような形にしてやっていくところもございますので、債務負担行為をむやみに発効しないというところには気をつけてまいります。

以上です。

（委員長）暫時休憩といたします。

（休憩 午前 11 時 40 分）

（開議 午後 零時 57 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（茂利）それでは、令和6年度鴻巣市一般会計予算、歳出の質問をさせていただきます。

初めに、98ページの包括施設管理業務事業に、先ほど前任者がたくさん質問されましたので、重なってしまうところもあるかもしれませんが、初めに令和5年度の事業内容についてお聞きします。

（資産管理課長）令和5年度の事業におきましては、市役所、小中学校、保育所、公民館といった118の施設を対象に包括施設の管理業務を行って

います。業務の内容の1つ目としては保守点検業務で、電気工作物、受変電設備とか消防に関する消防設備、それとエアコン等の空調設備、それから給水設備、こういったものの建築物、建物に関する保守点検の業務が1点。2つ目は、130万円以下の建物や設備に関する小規模な修繕業務となっております。3つ目としては、月2回の各施設の巡回点検やヒアリングの調査、簡易で対応可能な補修作業等を行ったというものになります。

以上です。

（茂利）そのメリットをお聞きしようと思ったのですが、先ほど答弁で情報が一括して入ってありましたので、それ飛ばさせていただきまして、職員の施設管理の継承がしづらいかと思うようなデメリットもあるかと思うのですが、その辺の見解をお伺いいたします。

（資産管理課長）デメリットとしましては、システムの運用に関して、出だしの頃、ちょっとシステムの使い方とかそういったものがまだよく浸透していない、分からないといった点がちょっとデメリットだったのかなというところがあります。ただ、こちらについては運用の改善を行ったりとか、J Mのほうが所管課に赴いて操作等の説明等を行っているので、その辺等については改善されたのかなというふうには感じています。ただ、今回また新しく27施設入りますので、またちょっとシステムに関しての問合せ等は増えるのかなというふうに思っています。

以上です。

（茂利）それでは、今回の5億1,137万2,000円の費用対効果はどうかお伺いいたします。

（資産管理課長）まず、保守に関しては、こちらについては今まで包括を導入する前からもやっていたことなので、これに関しては大きく差は出ていないというふうに感じています。修繕につきましては、費用等そんなに令和3年度の頃と比べても変わってはいないのですが、事前に巡回点検で発見したりとか、安価な方法であったりとか、直し方についてもいろいろ民間からのノウハウを得られますので、そういった効果もあったかなというふうには感じています。

以上です。

（茂利）では、続きまして104ページの花のある暮らし応援事業に関しまして質問させていただきます。主な事業内容につきましてお伺いたします。

（総合政策課長）本事業につきましては、令和2年12月の花と緑の都市宣言に基づきまして、転入した方、婚姻届を提出された方に対し、市の特産品である花をプレゼントすることで新たな生活のスタートを祝福するとともに、鴻巣市が花のまちであるということを認知していただきまして、市への愛着醸成と魅力あるまちづくりへの参加意欲の醸成を図り、定住生活促進にもつなげることを目的としております。具体的には、市内の花屋さん9事業者10店舗と契約いたしまして、転入世帯へは市民課及び両支所、新婚世帯へは総合政策課及び両支所で花の引換券を配付しておりまして、その花屋さん、お店の店頭にて2,000円相当の花や鉢植えなどと交換することができることとなっております。

以上です。

（茂利）続きまして、110ページのDX推進事業につきまして、今年度のDXの事業の内容についてお伺いたします。

（ICT推進課長）令和5年度のDXの取組につきましては、主にRPA、それとAI-OCR、これの利用、活用拡大に取り組んでまいりました。RPAにつきましては、職員でも操作ができるように操作研修を行うなどして、職員での利用の拡大に努めているところでございます。また、AI-OCRにつきましては、従来使っていたOCRから県の共同利用で提供しております読み取り精度の高いOCRシステムに変更したことによって、より帳票のデータ化といったところに取り組んでいるところでございます。

以上です。

（茂利）続きまして、124ページの相談事業の内容につきましてお伺いたします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）相談事業における相談としましては、市民相談、法律相談、女性相談、それから性的マイノリティーに関する

悩み事相談、人権相談、行政相談の6つの相談がありまして、困り事の解決に向けたアドバイスや関係機関、専門機関の紹介等の支援を行っております。

以上です。

（茂利）続きまして、128ページの結婚支援事業の主な事業内容をお伺いいたします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）結婚支援事業の事業内容としましては、婚活支援と結婚支援の2つとなります。婚活支援につきましては、SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会の会員として、婚活者に対して支援を行うこと、具体的にはSAITAMA出会いサポートセンターの出張登録会の実施や婚活イベントの共同開催などです。結婚支援につきましては、婚姻、結婚に伴い新生活を始める世帯に対しまして、住居費用等を支援する結婚新生活支援補助金の交付が主な事業内容です。

以上です。

（茂利）結婚支援事業で、今までの成果というか、そういった件数というか、あれば教えていただければ。お願いします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）結婚新生活支援補助金の実績としますと、成果として申し上げますと、令和2年が12件の交付、3年度が24件、4年度が43件と、交付件数が大分増えてきております。それから、今現在35世帯交付あるいは交付決定を行っているのですけれども、そのうち24世帯が夫婦ともに他市町村から転入、7世帯が夫婦のどちらかが他市町村から転入しています。また、補助金を交付した世帯に対するアンケートにおいて、このアンケートの集計は令和4年度のものなのですが、本事業が鴻巣市に転入するきっかけ、あるいは鴻巣市に住み続けるきっかけになったと思いますかという問いに対して、81%の世帯がとてもそう思う、ある程度そう思うと回答しております。ですので、未婚化、晩婚化の対策、それから少子化の対策のみならず、移住定住の促進にも寄与しているという事業と捉えております。

以上です。

（田中） それでは、歳出のほうの質疑をさせていただきます。

一応通告してありますが、まず一番最初、職員人件費なのですが、こんなにいい説明書きを頂いてしまったので、なかなか質問しづらいのですが、特別会計があって、そちらはそちらで人件費のほうを多分賄っていると思うのですが、出先機関とか、出向とか、そういう感じ出ているのが1点はあったのですが、ほかにも行っている社協とか、市のほうで負担をしている職員等に関してはどのようなになっているのか。県央広域のはどこかに載っていたので、そのこっちのもともと払っている職員というのはどのような方がいるのか。

（総務部参事兼職員課長）鴻巣市のほうから研修派遣とかで行っている、県の市町村課とかですね、そういったところに行っている、研修派遣で行っている職員については、市のほうで人件費を負担しています。それ以外の先ほどお話がありました県央とかそういったところの団体のところについては、一旦こちらで支払って、後で戻ってくるという流れになっています。

以上です。

（田中） それでは、次に88ページ、会計年度任用職員等雇用事業で、これも昨日歳入のところで、この前私が出している質問、どのような基準で雇っているのか、一応答弁、それに関する似たような答弁があったのですが、一応質問をちょっと変えて、会計年度任用職員、大体市の職員のOBだったりする方なのですから、その人々がどのような人を雇っているかということをお聞きします。

（総務部参事兼職員課長）まず、会計年度任用職員の任用の流れになるのですけれども、市のほうの会計年度任用職員で働きたいと思った方については、まず申込書を書いていただいて職員課に出していただく流れになります。ですので、特に市の職員のOBとかの方でも同じように申込書を書いていただいて、まずは登録していただくという流れになります。その上で、任用する側の部署のほうで勤務条件、例えば週に何日働いてもらいたいとか、そういった条件に合う人をピックアップして書類選考して、業務の内容とかそういったものも説明した上で面接試験を実

施して、最終的に任用する流れになってきます。

以上です。

（田中）次に、90ページ、広報かがやき発行事業で3,499万5,000円とあるのですが、その内訳はどのようなになっているのかお聞きします。

（秘書課長）お答えいたします。

こちらの大部分を占めておりますのは、「広報かがやき」等の印刷製本費となっております。合計で3,473万7,000円となっております。そのほか、カラープリンター用の用品、こういったものを買う消耗品が2万9,000円、関係団体への広報紙の送付のための郵送料ですとか、あとは図書館等に置いてあります広報紙の検索に係るシステムデータの更新委託料、こういったもの、あとは負担金として日本広報協会へ負担金の設定をしております。総額で3,499万5,000円ということになっております。以上です。

（田中）その下の下というか、同じ90ページなのですけども、ホームページシステム事業なのですが、これ一応713万1,000円、これって秘書課職員だけでやっているのかと一応質問をしております。

（秘書課長）お答えいたします。

市のホームページにつきましては、非常に多くの市政情報を取り扱ってございます。膨大な市政情報を迅速に配信するために、ホームページの作成に関しましては各ページは所管する各課において作成をしていただきまして、その作成されたページを秘書課のほうに申請を上げていただいて、秘書課で承認をする、そして公開になる、そういった流れになっております。ですので、全て秘書課の職員で作っているということではなくて、各課で作っていただいたページを秘書課が、見やすい文字を使っているかですとか、全体の構成ですとか、そういったものをチェックをさせていただきながら公開すると、そういった流れになっております。以上です。

（田中）同じところなのですけども、これ歳入のほうでちょっと聞きそびれてしまったので、ホームページの広告の掲載についてちょっとお聞きしたいのですけれども、どのような基準で値段等を決めているのか、

どのような事業者を載せているのかというのをお聞きします。

（秘書課長）お答えいたします。

まず、どのような基準で値段を決めているかという、そういったご質問だったかと思いますが、掲載料につきましては鴻巣市ホームページ広告掲載取扱要領というのがございまして、そちらのほうで年額12万円、月額で1万円ということで規定をされております。ですので、予算の歳入上の積算で申し上げますと、6年度予算に関しましては月額1万円掛ける12か月。11事業者からの申込みを見込みまして、132万円の計上をさせていただいております。

それと、実際のバナー広告になりますけれども、そちらのほうの申込みの状況でございしますが、現在のバナーの業種ですけれども、不動産業ですとか、葬儀屋さんですとか、あとは印刷業者、そういった業者のほうからお申込みをいただいております状況でございます。

以上です。

（田中）次に、102ページ、ふるさと納税促進事業なのですが、6,447万2,000円、この内容なのですけれども、それをちょっとお聞きします。

（総合政策課長）ふるさと納税促進事業として計上しました6,447万2,000円の科目の大まかな内訳をご説明させていただきますと、基本的にはふるさと納税による寄附金を受け入れるために必要な費用となっております。まして、主なものとしたしましては、寄附者に送付する返礼品の代金ですとか返礼品を送付するための送料、また寄附金を支払う際にクレジットカードなど決済された場合の決済手数料のほか、あと返礼品提供事業者へ発注や配送管理、また寄附者への寄附金受領証明書の送付ですとか、寄附者からの問合せ対応などを行っていただきます中間事業者への事務委託料、また寄附金の申込み窓口であるポータルサイトの使用に係るシステム使用料などとなっております。このほか、クラウドファンディングを活用した、市民の団体さんを活動支援するための補助金の予算を計上しております。

以上です。

（田中）今ふるさと納税、いろんなところでいろいろ一生懸命やってい

るようなのですけれども、鴻巣市においては費用対効果でどうなのかなというのがあるって、間違いなく入ってくるほうが多いと、ざっくりは多いとは思いますが、その辺の見通しはどのようなになっているのかお聞きします。

（総合政策課長）ふるさと寄附金の収支状況ですが、金額が確定しております令和4年度の状況で申し上げますと、寄附金の受入額が1億1,756万5,000円に對しまして、かかった経費が6,155万4,312円ということで、差引きで約5,601万円ほどプラスとなっております。ただ、一方で、市民の方が他自治体へ寄附されることによります市民税の控除の減少の影響額といたしまして、金額としては約2億8,400万円ほどございます。ただ、そのうち国の地方交付税のほうで75%分は算入されますので、実質的に本市の流出分としますと約7,100万円ほどマイナスになっております。先ほど申し上げました5,600万円のプラスと市外へ寄附された分の実質的な市の減収分7,100万円と差引きいたしますと、マイナスで1,500万円ほどということになっております。令和2年度までは収支ではプラスだったのですが、令和3年度にはマイナス485万ということで、ちょっと増加傾向にありますことから、今後も寄附金の受入れ拡大を図ってこのマイナス幅を縮小、さらにはプラスに転じられるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

（田中）それでは、次に104ページ、市制施行70周年記念事業、前任者等も質問していたのですが、私この記念事業で10月か何かに何かやるのかなというのと、広報か何かに載ってありましたBSの歌謡ショーか何かのやるというのは一応確認しているのですけれども、その辺で全体的に幾つぐらいの記念事業、学校給食で何か食べさせるとか、そういうのまで含めましてどの程度あるのか、分かっている範囲で大まかに教えていただければと思います。

（総合政策課長）市制施行70周年記念事業として予定しております事業ですが、先ほどおっしゃられましたNHKの全国放送公開番組ですとか記念式典を含めまして、オリジナルの記念事業としては14事業を予定し

ております。このほか、冠事業ということで、例年行っているイベントに市制施行70周年という冠をつけて実施している事業を含めまして、合計で76事業を予定しております。

以上です。

（田中）それでは次に、116ページ、かわさとフェスティバル開催事業なのですが、200万円補助しております。ちょっと変な質問なのですが、産業祭なんかもそうだと思うのですが、その事業に対して補助金を出していると思うのですが、各店舗等をやって、それでそれに対しても補助金をもらってやっているところもあると思うのですが、それで売上げはどのようになっているのかという。要するに悪く言えば元手要らずで、悪く言えばですよ、やって売上げだけいただくという、悪く言えばそう捉えられる場合もあるのですが、材料費等は別として、機材とかは極力請求をしている場合があるみたいなので、その辺に対しての収支はどのようになっているのかお聞きします。

（川里支所長（副部長級））かわさとフェスティバルにつきましては、産業の振興とコミュニティーの促進のため、多くの市民の方に参加していただき、住民相互の交流を図るとともに、市内外に本市のPRを行うことを目的として毎年11月第2日曜日に川里中央公園及び川里農業研修センターで開催しています。

ご質問の各店舗等の売上げはどのようになっているのか、どうなるのかということについてですが、参加者が店舗で出店していただくイベントについては2種類ございます。1つ目は、メイン会場での模擬店の出店ですが、こちらは営業活動をされていない市民の団体にイベント協力費をお支払いいただき、例えば花の直売、飲食の調理販売、団体等の広報活動を行っていただいています。もう一つは、芝生広場でフリーマーケットの出店を行っていただいているのですが、こちらのほうも営業活動をされていない市内外及び近隣市町村の団体、個人に出店料をお支払いしていただき、日頃利用していないような日用品に値をつけていただいて販売していただいております。模擬店、フリーマーケットともに、売上げた収入については、先ほどご説明させていただいたイベント協力費、

出店料及び機材、材料費、必要経費を差し引いた残りを団体、個人の収益となっております。例えば模擬店のほうなのですが、小学校のPTAの参加団体につきましては、その収益につきましては学校のPTAの活動費として使用しているということでお聞きしております。つきましては、売上げの収益は各団体の利益となっております。

以上です。

（田中）次に、118ページ、職員健康管理事業というのが職員課のほうであるのですが、これどのようなことをしているのか、内容についてお聞きします。

（総務部参事兼職員課長）すみません、職員健康管理事業の答弁の前に、ちょっと先ほどの派遣職員の関係で答弁が漏れていましたので、補足させていただきます。

県央と、それから後期広域連合については、一旦市が負担して、戻りがあります。それ以外の彩北とか、中部とか、文科省につきましては派遣先のほうで給与を支払う形になります。以上になります。

それで、職員健康管理事業につきまして、どのようなことをしているのかというところなのですけれども、職員の定期健康診断ということで、こちらは7月と1月、それから職員自身のストレスの気づきを促すとともに、メンタルヘルス不調となることを未然に防止するために職員ストレスチェックというものを実施しております。

以上になります。

（田中）そうしましたら、申し訳ないですけれども、その今やっている内容で、効果というのはどの程度見込まれる。

（総務部参事兼職員課長）まず、健康診断につきましては、令和5年度に683人の方をして、受診率は97.6%となっています。それから、健康診断の結果で要検査となった方については受診勧奨しております。そちらの中で再検査を受けていただいた方が47人ということで、43.5%となっています。

それから、ストレスチェック制度につきましては、令和5年度793人受検しております、受検率は99.9%となっています。高ストレスと判断さ

れた方117人おりました、そのうち医師による面接を行った方が14人となっております。この面接を受けて、仕事上の配慮とか、そういったところとか、あとはどういうふうに生活改善とかそういったところもあるかと思うのですけれども、医師の先生の指導を行っているような状況です。以上です。

（田中）それでは、次に124ページのやさしさ支援課の相談事業なのですが、先ほど前任者で相談の内容等説明あったと思うのですが、最近の傾向、どのようになっているのか、どういう内容が多いのかをお聞きします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）最近多い相談内容を申し上げますと、市民相談では心身の不調や人間関係の不安、近隣トラブル、それから家庭不和などの相談が多い傾向になっております。それから、法律相談のうち、弁護士による相談は、相続や遺言、離婚の相談が多く、司法書士による法律相談は同じく相続の相談で、特に不動産の名義変更等の手続の相談が多くなっております。女性相談につきましては、DVの相談や自身の生き方、離婚に関する相談が主な相談内容になっています。それから、性的マイノリティーに関する悩み事相談は、生き方に関する相談と性に関する相談を受けております。それから、人権相談では金銭問題や近隣トラブル、家族に関する相談が多くなっております。それから最後に、行政相談では、土地の境界、ごみの問題、相続についての相談がありました。

以上です。

（田中）同じくやさしさ支援課なのですが、結婚支援事業、一応質問出しておりますので、先ほどちょっと説明あったと思うのですが、年齢制限というか、その辺でちょっと聞きたいのですけれども、市とか県とかがやる事業だと、どうしてもやはり年齢を制限しなくてはならないのでしょうかけれども、最近民間等の結婚の支援の状況を見てみると、年齢が上がってきているように思われます。募集等が入ってきても、結構高齢までオーケーかなというのがあるのですけれども、その辺に関しては市としては将来考えていくのかどうかお聞きします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）対象となる年齢要件につきましては、国の地域少子化対策重点推進交付金に基づいております。そちらの年齢要件につきましても、平成30年度から令和2年度は34歳以下という要件であったのですが、やはり婚姻年齢が遅くなっていくという状況もあり、令和3年度から39歳以下に拡充されております。それに合わせて市も同じ要件になっているわけなのですが、もしそれ以上の年齢に設定するとなりますと、一財で補助金を交付するということになりますので、その辺は予算と検討しながらということになると思います。以上です。

（田中）次に、134ページ、固定資産評価審査委員会運営事業、これ評価委員のほうが今回の議決で議決されたのだったと思うのですが、会議内容についてお聞きします。

（総務課長）固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するため、地方自治法及び地方税法の規定により市町村に設置される、長から独立した立場で審査を行う行政委員会になります。審査の申出があったときにはその不服について審査を行います。過去5年間におきまして審査の申出は行われておりません。固定資産評価審査委員会の委員長の任期は、鴻巣市固定資産評価審査委員会条例の規定によりまして1年とされておりますので、毎年度1回委員会を開催しております。その際に審査の申出状況ですとか固定資産の評価の状況などについて報告を行っております。また、制度改正があった場合におきまして、委員会の定める規定類の改正が必要な場合には、そちらについてもご審議をいただいております。過去には押印の廃止ですとか個人情報保護制度の改正などに伴って委員会を開催しております。令和6年度は評価替えの年に当たりますので、4回会議を開催するという事で予算のほうを積算させていただいております。以上です。

（田中）次に、141ページの口座振替等推進事業で、収納対策の口座振替の費用はどのようなになっているのか、銀行と郵便局、コンビニ等だと思うのですが、その辺について。コンビニはただの手数料ですので、

すみません。では、お聞きします。

（収税対策課長）口座振替等推進事業に係る主な費用といたしましては、大きく2つに分類することができます。1つは、事務を進めるための機器などのハード面に関するもので、ペイジー口座振替受付サービスに係る口座振替登録手数料やその通信料が挙げられます。ペイジー口座振替受付サービスは、キャッシュカードを利用して金融機関と電信でやり取りすることで振替口座登録ができるサービスとなっております。一般的な手続で必要となる金融機関の届出印の押印が不要となり、また書類に記入いただく項目も少なく済むなど、申請者の書く負担も少なくなっています。いずれも業者から見積書を徴取し、予算額を計上しております。もう一つにつきましては、金融機関から求められる事務手数料でございます。口座振替を実行した件数に応じて請求を受ける口座振替等手数料がございます。こちらは、1件当たり10円の単価に対して取扱見込み件数を乗じ、消費税を見込んだ額を予算計上しております。取扱見込み件数につきましては、令和4年度の実績値を参考に見込んでおります。以上です。

（田中）最後に、同じく140ページ、滞納整理徴収事業なのですが、その1,296万6,000円という金額、どのようにして決めたのか、その辺ちょっとお聞きします。

（収税対策課長）滞納整理徴収事業につきましては、市税徴収事務を適正に行うための納付勧奨や財産調査、滞納処分に係る事業費であり、主な内容は、会計年度任用職員の報酬や、督促状や催告書などの郵券料となっております。会計年度任用職員の報酬につきましては、雇用人数が5名、雇用期間が令和6年4月から令和7年3月まで、勤務時間につきましては週3日、1週間の勤務時間は16時間、週3日48週で年間144日となっております。報酬額の合計としましては、426万4,704円となっております。さらに、令和6年度より支給が開始されます期末、勤勉手当につきましては、同じく雇用人数5名に対しまして159万9,260円となっております。

もう一点の郵券料につきましては、大きく分けて督促状、一斉催告書、

特定記録、簡易書留、その他これらを除く預貯金等調査や返信用切手代となっておりま。督促状と催告書の発送に要する予算につきましては、収税対策課で7割を負担し、残りの3割を国保年金課の予算で対応しております。

以上です。

（竹田）では、伺います。まず、88ページの職員採用事務です。来年度の採用試験事務委託料になっています。来年度は何人採用しようとしているのか、まず伺います。

（総務部参事兼職員課長）すみません、6年4月1日の採用人数ということによろしいですか。それとも、来年の採用試験……すみません。4月1日で。

（竹田）職員を採用しようとするから事務委託をするわけですね。だから、実際に来年度、令和6年度は何人の職員を採用する予定なのかということ。

（総務部参事兼職員課長）まず、今年度採用試験を実施しまして、その中で実際に採用の、今年度の話からさせていただきますと、9月に採用試験を実施しまして、一応14名の方に合格を出しています。それから、1月の採用試験を実施しまして、こちら9名の方に合格通知を出したのですが、3名の方が辞退ということになっております。令和6年4月1日の採用の予定人数は20人になっておりまして、今後、来年度実施する採用試験においての採用の人数につきましては、実際に今年度退職する方等、今の職員数等を勘案して、実際に不足している職員数とか、離職するとか、そういったものを総合的に勘案して、最終的に採用計画を立てて実際に何人を採用するという形になりますので、今何人を採用予定していますかというのはこの場でお答えちょっとできないという状況です。

（竹田）ということは、この3月31日をもって退職される方、それから再任用で退職される方、それから定年前再任用というのはまだこれからですね。今後出てくると思うのですけれども、その内訳をちょっと教えてください。

（総務部参事兼職員課長）今年度、今現時点で3月31日をもって退職される方というのが、定年延長を希望されないで再任用を希望されている方等ありまして、そちらの60歳で退職される方は4人となっております。それ以外の自己都合とか勸奨とか合わせますと、今の現時点では17名の方が退職となる見込みです。

（竹田）ということは、60歳で退職される方が4人。では、再任用を希望される方は何人ですか。定年前再任用だね。

（総務部参事兼職員課長）こちらの60歳で退職される4人のうち、再任用を希望される方は3人になります。
以上です。

（竹田）分かりました。非常に年金を受給できる年齢がどんどん、どんどん先送りされているものだから、結局働かざるを得ない環境というのがあると思うのですけれども、そうした中で職員と合わせて会計年度任用職員などいらっしゃいますが、この間本会議場で質問されていましたが、マイナンバーのところで3人任期付職員がいるけれども、2人しか採用しないと、継続しないということなんかあったのですけれども、マイナンバーカードを対応している方は、任期付職員は全員引き続き任期付職員として働けるということによろしいのですか。

（総務部参事兼職員課長）現在マイナンバーカードで任期付職員として雇っている方は4人いらっしゃいます。任期付職員の制度は3年を任期としていますので、その中で任期満了となる方が1人いらっしゃって、来年度は任期つきは3人になる予定です。

（竹田）すみません、私が数字、人数を間違えていましたけれども、ということは4人のうち3人は引き続き働けるけれども、もう一人はいわゆる、本人は働く意思を持っているけれども働けないという現象があるということは非常に問題だと思うのですけれども、その対応というのは何かあるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）まず、任期つきにつきましては、マイナンバーの業務が発生するということで3年を任期に定めて任期付職員として任用している状況です。実際に今マイナンバーカードの交付の窓口

ついても、当初よりも大分業務量も減ってきている中で、市民課としては任期付職員は３人でいいということになったとっております。その方が引き続き例えば市役所の業務に携わりたいということであれば、先ほどもちょっと話が出ています会計年度任用職員として申込みいただいて、その中で、立場は変わってしまいますけれども、そういった形での任用は可能かというふうに思っております。

（竹田）いわゆる市役所の都合で今まで４人を採用していたのですよね、任期付職員を。だけれども、今度市役所の都合で３人にすることだから、本来もう一人の人も市役所の都合がなければ引き続き更新できたわけです。だけれども、３人しか、これからの業務量から見て３人にすることというのは、雇い止めと言わざるを得ない現象が私は出てくるかなと思うのです。今日の東京新聞の１面では、スクールカウンセラーの人が１２５人雇い止めに遭って、おかしいのではないかというので今労働組合などをつくって頑張っていらっしゃるというふうなことを書いていましたけれども、そういう点からいうと、いわゆる市役所の都合で４人雇って、３年たったから業務量が少ないから誰か辞めてねというのでやるということは、あくまで市役所の都合なのだから、そういう点からいうと雇い止めという問題になるようなことは私はやめるべきだというふうに考えますが、その点ではどう改善しようとしているのか、雇い止めも含めて伺っておきます。

（総務部参事兼職員課長）まず、マイナンバーカードの任期付職員につきましては、任用当時に３年間の任期ということでお示しした上で任用している状況ですので、雇い止めという考えはないかというふうに思っています。

以上です。

（竹田）圧倒的多数は女性の皆さんが頑張っていたいて、変則勤務なども対応しながらやってくださっているのです。だから、そういう点からいうと、市役所の業務量との関係なのだから、３年契約よと、取りあえずはそういうふうになっていきますけれども、働く意思があるのだったらちゃんと次の何かをするというところは市民課のほうからちゃんとア

クションを起こすというふうな対応を私はぜひしていただきたいと思うのですが、こうした対応はできるのでしょうか、伺います。

（総務部参事兼職員課長）なかなかその任期つきについては制度上の問題、それから任期の定めがありますので、本人が、先ほどと繰り返しになってしまいますけれども、市役所の業務に携わって今までと同じように市役所の仕事をしたいということであれば、今の制度上はもう会計年度で任用して働いてもらうしかないのかなというふうに考えています。あとは、別の本当に資格があつてということであれば、今回介護認定調査員ということで任期つき募集していますので、その方が資格があるかどうかはまた別になってしまいますけれども、そういったところはあるかと思えます。

以上です。

（竹田）続いて、96ページの公有財産管理事業で、環境事後調査委託料が計上されています。どんな内容の事業なのか伺います。

（資産管理課副参事）こちらの環境事後調査業務委託料につきましては、旧第二庁舎の解体工事に伴いまして環境事後調査を行うというものでございます。内容としましては、家屋等の物件調査を行うのが環境事後調査でございまして、その業務委託を発注するための予算でございまして、対象といたしましては、環境の事前調査というのを解体前にやっております、そちらの事前調査を受けていただいたお宅11件を対象に12の建築物を調査を予定しております。

以上です。

（竹田）ということは、調査を行って周辺のお宅の中で解体事業を行うことによって振動とかそういうものの発生した場合は補償をするということも含めた事業ということですね。それと併せて何か家の外壁のところに亀裂が入ったという場合は、その後に補償するということも加味されていくようになるのですか、確認します。

（資産管理課副参事）委員おっしゃるとおりでございまして。解体の事後調査につきましては、例えば建物の建築物の解体など、振動を伴う工事を行う場合については事前に、影響が及ぶ範囲であろう範囲にあるお宅

を状態を調査します。その状態を調査した上で事前調査の記録を残しまして、工事が全て完了して、もう振動が出なくなった状態になったところでもう一度事後調査をかけさせていただいて、解体前の状態を記録していたものと比較をしまして、例えば壁にひびが入っていなかったところにひびが入ってしまったとか、コンクリートのたたきとかにひびがなかったところに新たにひびが発生しているとか、そういった工事の悪影響が出ている場合につきましては、適切にそちらの補償をさせていただく金額を算出いたしまして補償させていただくというものでございます。

（竹田）同じく同じページの包括施設管理業務委託で、142施設になるのですけれども、新たに包括の対象になる事業というのは、12月議会で指定管理の指定をした施設がありますよね。その指定管理の指定をしたときの指定管理をしていただく管理の中身と、包括施設管理でやる施設の管理というのは、どこでどのように区切られてくるのか伺います。

（資産管理課長）指定管理の指定につきましては、その建物ごとに運営していくための、放課後児童クラブであれば子どもたちを面倒見たりする、そういった業務の指定管理者が行う業務と。包括に関しては、その建物の例えばエアコンであるとか、消防用の設備であるとか、浄化槽であるとか、そういったものの保守点検を今までは指定管理者がそういった保守点検をやる業者に発注をしていた。その業務が今度は包括のほうに取り込まれて、今度は指定管理者が発注するのではなくて、J Mのほうがまとめてその辺の手続をやるようになるというような内容になります。

以上です。

（竹田）ということは、施設の管理だから、壊れたところを見て直していくと。だから、例えば今回総合体育館などはカーテンに不具合があったりとかすることがあるのですけれども、ずっと直らないままだったりとかする場合は、今度は包括管理のほうで見て直して、不具合は一切なくなっていくという受け止めでよいのか確認します。

（資産管理課長）今度は指定管理者のほうがここに不具合があるという

ことで J M のほうに連絡していただければ、J M のほうでその修繕等を行うようになります。

以上です。

（竹田）ということは、上谷総合公園、それから陸上競技場も今回包括の対象になりますよね。中で、例えばトイレが壊れたという場合は、指定管理の中には50万までは自分たちで見ますよという決まりがあります。そういうことも含めれば、今回130万以上とかというまた包括との関係があります。そういう点でのダブって指定管理の指定の部分で重なる部分が出てくるのではないかと思いますけれども、どうですか。

（資産管理課長）そこはダブらないようにはなっているはずです。指定管理が今度は修繕等発注するという業務はなくなりますので、故障等があった場合は指定管理者が J M のほうに連絡すると。

（竹田）ということは、ちょっと確認をしますけれども、指定管理の指定の中には陸上競技場とか上谷総合公園も指定管理の指定にいただいていますよね。その中では、いわゆる陸上競技場は非常に分かりやすいのですけれども、建物に接するトイレ、それから外に2つトイレがありますけれども、そのトイレも含んだ修理をするということで指定管理の指定をしているのです。もう契約していますよね、12月議会で決まったので。だけれども、今回の包括になると、例えばトイレを直すのは今度包括の責任になりますよね。そうしたときに、50万までは指定管理の指定の業者が行うということだから、50万円は指定管理の指定の業者にお金を払っていただくようになるのですか。

（資産管理課長）その修繕費のあたりは、指定管理から今回は除いているはずです。

（竹田）確認します。12月議会で決まった指定管理の指定の業者との関係でいえば、その金額は全て除いた契約になっているというふうに受け止めますが、それでよいのかどうか。いいのですね、ちゃんと。

（資産管理課長）基本的にはそういった考えで指定管理の更新をされているはずです。

以上です。

（竹田）ということは、指定管理料は減額になっているということですね、前回よりも。

（資産管理課長）そこは施設によって少し違うところはあるかと思うのですが、保守等に関してとかであれば、その分については今度は包括のほうに移行していますので、その分は引かれているというふうに思います。

以上です。

（竹田）ということは、指定管理の指定に当たっては全て人件費だけという積算根拠の下で指定管理の指定はしたということによろしいですね。

（資産管理課長）ちょっと詳細について確認しますので、改めて回答させていただきます。

以上です。

（休憩の声あり）

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午後 2 時 0 0 分）

（開議 午後 2 時 1 9 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（資産管理課長）すみません、お時間いただいて。改めてちょっと整理させて説明させていただきます。

まず、今までの指定管理から包括へ移行されたものは、設備類とか建物の保守管理に関するもの、これが包括のほうに移行されています。それから、施設修繕費、こちらについても指定管理者から包括のほうに移行されています。それから、器具修繕につきましては、こちらについては指定管理者にそのまま残っているという形になります。そのほか指定管理料としては人件費、光熱費、そのほかイベント費等が含まれた形で指定管理料という形で契約になるということになっています。

以上です。

（竹田）今のお答えを聞くと、指定管理を受けている人は得した、変な

言い方ですけれども、指定管理料の中には、この間のあれでいくと50万までは修繕費は自前で見てねという指定管理の仕方をしていますよね。さっき上谷総合公園の指定管理料を見たら約2億円、5年間で2億円になっているのです。利用料については指定管理者に入るという契約になっていて、例えばトイレが壊れた場合、これまでは指定管理者が、指定管理を受けた業者が自前で50万円以内だったら修繕をしていた。けれども、今度包括になったら、その50万円は指定管理者は払わなくてもよくなってしまうのでしょうか。ということは、行政は二重払いしていることになるのです、行政の側は。指定管理者の指定のところを包括にすると。そういうやり方だとちょっとおかしいのではないかというのが私の問題意識なのですけれども、皆さんは全然矛盾感じませんか。

（資産管理課長）トイレ等が壊れたとかそういったときは、通常でこれから令和6年以降は包括のほうでやることになると思うのですけれども、基本的にはこれ最後精算払いすると思うので、二重払いということはないと考えています。

（竹田）違うのです、もう。二重払いはないと言うけれども、指定管理の指定の中には、例えばトイレが壊れた場合、50万以下だったら指定管理者が見てねというふうにするのです。している契約になって、それでこれいろいろなっているのです。それを今度包括がやるとすれば、かかった50万円は払わなくてもいいというけれども、130万以下は、けれども、ではそのお金は誰からもらうのということなのです。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時23分）



（開議 午後2時24分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（資産管理課長）令和6年以降の指定管理者が更新された方の修繕費の例えば50万、これは含めていないということになります。修繕費は市のほうから指定管理者に修繕費を含めた形で払うような契約にはなっていないということになっています。

（竹田）いや、先ほどまでは150万円は、包括に出すに当たって、130万円までは包括の責任でやってねと、それ以上かかる分については市に請求してくださいということのやり取りで進んできましたよね。今は、指定管理をしている事業者の中には、トイレが壊れた場合の費用まで含まれているのです。それを包括の中からやるとすれば、50万円の部分というのは、私と思うのは、二重払いになるのではないですかということです。だから、その分をちゃんときれいに精算して、50万円は指定管理のところからお金をいただくというシステムにしていかないと、指定管理の指定と包括との関係は成立しないのではないかと。市民からすると、税金の二重払いはしないでねと。今、税金の問題では非常に市民がしっかりと目を向けていますから、その点で二重払いはないですねということだけを確認したいのです。だから、システム上、二重払いにならないというシステムにするかどうかです。

（資産管理課長）令和6年以降は、指定管理の委託料の中に修繕費の50万円分というのはそもそも含まれていないということになっています。

（竹田）その考え方が違って、もう12月議会では指定管理の指定はしてしまったではないですか、上谷総合公園とか、総合体育館とか、陸上競技場で。上谷の総合公園は、約2億円で5年間やってねと。その中にはトイレもちゃんと、清掃もきれいにしてねとかいろいろ入っているのです。指定管理の指定の基準として、これまでは50万円までは自分たちの費用で修繕してねというのが指定管理の指定の基準だったのです。そこにまた包括でかぶせた費用を出すということそのものが、システム上私は問題が生じるのではないですかという問題提起を先ほどからやっているのですけれども、執行部の皆さん、市長政策室長、そういう矛盾はないと言えますか。

（市長政策室長）基本的に、私も過去に指定管理の担当の部におりましたけれども、これまでの部分というのは施設修繕であったり、備品の修繕であったり、そういったものについて50万円までは指定管理者の中で、いわゆる簡易修繕の部分として指定管理料に含めてお預けをしておいたという形ですけれども、今回の部分については、施設のいわゆる保守点

検のエレベーターの点検だとか自動ドアの点検だとかというのも、今まではお金を預けて指定管理さんのほうに指定管理料に含めてやっていたわけですがけれども、今回についてはその保守点検の部分を指定管理の中から抜いているのと、あと施設の修繕の部分についても基本的には抜いているというふうに私は認識をしております。ですので、指定管理料の中に、すみません、私も細かいところまで今現在見ていないですがけれども、修繕費が入っていたとしても、それは例えば机が壊れた場合の修繕費であったり、いわゆる備品修繕。施設修繕であったり危機管理の修繕であったりというのではないというふうに私は現在認識しております。

（竹田）では、実際にいわゆる修繕費の部分は抜いて指定管理の指定をしているというふうにおっしゃいましたよね。では、前回の指定管理の指定の金額と12月1日で指定管理の指定の可決をして、その金額も含めて指定管理料を出していますよね。その契約書を出してください。そうではないという、私はやはり、施設の修繕料を除いた契約になっていますって今室長お答えになりましたよね。本当にそうなのかというのは、やっぱり根拠を持った数字、根拠を示していただくことこそ私は大事だと思うので、指定管理の指定の中で前回の部分と、それから今回の部分では金額が当然減ると思うのです、指定管理の指定の金額も。その部分では、ちょっと済みませんがけれども、突然なのですがけれども、申し訳ないのですがけれども、資料を出していただきたいということでお願いですがけれども、いいですよ。

（何事か声あり）

（竹田）委員の皆さん、どうですか。うなずいていますので、執行部にお願いしたいと思います。取りあえず上谷総合公園と今回の指定管理の指定になっているところの包括のエリアになる部分の契約書。

（市長政策室長）現段階の時期ですと、協定まで結べているかどうか、私も今分かりません。議決をいただいた後、基本協定だとかというのを結んでいくのが段階になっていますので、仕様がまず変わっているはずです。仕様書。指定管理の、こういう条件で指定管理をやってください。仕様がまず違っている。その仕様書を基に募集をかけて、手を挙げてい

ただいておりますので、その辺も含めてちょっとお時間をいただくようになるかと思うのですが。

それからあと、万が一金額のほうがというところですけども、当然その部分が抜ければ減ってくる可能性というのもありますけれども、人件費等も必ず上がっている部分等もありますので、一概に総額として下がっているかどうか分からないというのが1点ございますのと、あと併せて先ほど仮に指定管理料の場合には通常、備品でも何でも修繕費というのはお預けしておいて、使わなかったら最後に精算をしていますので、仮に指定管理者が払わず、指定管理者ではなくて包括のほうが払った場合には、そのお預けしてある修繕費は発生しませんので、最終的には市のほうに戻ってくるというのが指定管理のこれまでの仕組みだと私のほうは認識しております。あわせまして、今竹田委員さんのほうからお話がありましたものについては、ちょっとその辺が分かる資料を担当課のほうに今ちょっと話をさせていただいて、お時間がどれぐらいかかるかも含めて用意をさせていただければなと思っております。

（竹田）12月議会で、本来この金額で指定管理をしてくださいということを事前に募集をかけますよね。募集をかけてこの金額でいいですよって言って指定管理の指定が決まって、それで12月議会で議決したのです。4月1日からもう始めるわけです。今日、3月の7日です。だから、私は契約していないはずはないと思っておるのです。こういう仕様書でやりますけれども、皆さんどうですかということで募集をかけるわけだから。私は、室長の言っている先ほどのことはちょっと疑問にあるので、あえてちょっと申し上げているのです。

（市長政策室長）契約していないということではなくて、基本協定書、指定管理に当たっては基本協定書の締結、その基本協定書に基づいて年度協定書、これ予算の部分が入ってくるわけですけども、これが今の段階だと結べているかどうかは今ちょっとまだ分からない、今私、資料を見ておりませんので。という状態で、通常12月議会で議決をいただきますと、4月1日までに基本協定を結んだ上で、翌年1年間の予算書を出していただいて年度協定を結ぶというのが指定管理の流れになってお

りますので、それがどこまで進んでいるかというのは担当課、担当課によって違ってきますので、現段階ではそこは確認ができないということで私申し上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

（竹田）そうしたら、さっきの取り消してください。費用の部分は減額して契約しているみたいな発言を最初されましたよね、指定管理の指定のときに。だけれども、分からないわけだから、その部分は私は取り消していただきたい。しかも最初に5年間の契約をして、その後年度契約していくのが指定管理の指定の契約の仕方なのです。ですから、5年間の契約についてはこの金額でありますって出てくるのです、上谷総合公園については2億578万円でやりますけれどもどうですかって募集をかけているのだから。だから、そういう点からいうと、ちゃんとその部分は、50万円の部分で、いわゆる修繕費の部分も含めて、私は二重の支払いにならないようなシステムにしていかないと、こっちでもらって、こっちでもらったと、そういうことも含めて、ぜひちょっと検討していただく。資料請求はいいですね。出していただきたいというふうに思います。よろしいですね、室長。うんって言うていただければ、上司の命令で出すと思いますので。

（財務部長）全施設ということになるのでしょうか。上谷だけでよろしいのですよね。

（竹田）今回、私。ごめんね、もう時間もったいない。休憩にしてください。指定管理の指定になったところの部分の契約書。

（今回の声あり）

（竹田）そうそうそう。27施設があるでしょう。

（委員長）竹田委員、ちょっとお待ちください。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時35分）

（開議 午後2時56分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

財務部長、発言をよろしくお願いいたします。

（財務部長）先ほど竹田委員のほうから申出のありました資料の関係なのですけれども、ちょっと用意するのに時間いただく形になりますので、その点につきましてはちょっと省いていただきまして、先に違った質疑のほうに移っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

（委員長）竹田委員、よろしいですか。

（竹田）分かりました。

では、笠原小学校の跡地利活用についてちょっと最後質問したいと思います。2月8日に募集をかけて、1次の締切りがあったと思うのですが、手を挙げた事業者というのはおられるのでしょうか。

（総合政策課長）提案があったかなかったかという部分では、あったというのはお答えできるのですが、何者来たとか、あとどんな利活用の提案が出そうだとか、そういったところにつきましては、ちょっと今後公正に審査していく都合上、現在ではちょっとお答えできる状況にございませんので、ご理解いただければと思います。

（竹田）募集の要項というか、見るとるる書いてあるのですけれども、この間お金をかけてやった笠原小学校の跡地利活用の基本計画がありますよね。その基本計画を十分尊重しながらやってくださいという文言が全然募集の要項の中にはないのですが、何ゆえにその部分はいれなかったのか確認します。

（総合政策課長）笠原小学校の跡地利活用事業者募集要項の1ページ目におきまして、第1の事業の目的及び背景という中に、経済性や継続性、地域の活性化という視点から跡地利活用の方向性を整理した笠原小学校跡地利活用基本計画を策定したという旨で、それを踏まえて提案を募集するものということです。冒頭に、一番最初に述べております。

以上です。

（竹田）今後、手を挙げた事業者がクリアしなければならないのが、都市計画法に基づく手続ですよね。あそこは調整区域ということや、公益性のある建物があったところの跡地利活用ですから、そういう点ではあ

の学校の建物全て、体育館もそう、全てを委託するという点では非常に私はハードルが高いのかなというふうにちょっと感じるのですが、そこら辺の関係では見通しがあるのかどうか確認をします。

（総合政策課長）現在、募集に当たっての条件としては、もう全て、校庭から校舎から体育館まで全て含めてということで条件にしております。でも、そこはどのように利活用を図られていくかというのは、提案自体はまだこれから提出いただきますので、そういったのを見ながら、地域の拠点として、地域の皆さんに親しまれるような施設になるように、そういう提案を精査して選定してまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）では、最後の質問です。この募集要項を見ると、都市計画法の第34条と43条をちゃんとクリアしてくださいねというふうに書いていますよね。それは、あくまで事業者の責任でやるということでよいのかどうか確認します。

（総合政策課長）都市計画法第34条に基づく用途変更につきましては、この後事業者から提案受けて、4月中旬に業者が決まるというふうに申し上げましたけれども、その業者が提案してきたその内容を基に市のほうで、7月に予定されています県の開発審査会にこういった用途で用途提案を早くかかりたいという諮問といいますか、お諮りをしまして、県の審査会で問題なしと承認いただいて初めて提案どおり進められるというような形になります。

以上です。

（竹田）ということは、今笠原小学校の跡地利活用についての住民の組織がありますよね。のんびり会とかって、のんびり市をやったりとかしていますけれども、その人たちの意見も網羅してねということは確かに募集要項には書いてあるのですけれども、その人たちの意見と、それを網羅することと併せて、ある程度1次でクリアして2次までクリアした後には住民説明会をやるスケジュールになっていますよね。だから、逆に言えば住民説明会はある程度形ができてから説明をするという今のスケジュールになっていますけれども、本当に住民の皆さんの意見を反映し

たものにしていくというのが、学校を廃校にしてしまった市の責任が私は問われてくるかなというふうに思うのです。そういう点では、早い時期にこういうところのこういう計画を出していますけれども、いかがでしょうかというのを住民の皆さんからしっかり意見を聞くという機会をつくっていただくことが大事かなと思います。学校がもう廃校になってしまったわけだから。そういう点では悔しい思いをしている皆さんが本当に納得できるような、その後のまちづくりをするかどうかというのは市のやはり一番のスタンスだし、姿勢だというふうに考えますが、そうした点が確認できるかどうか、最後の質問といたします。

（総合政策課長）笠原小学校の跡地利活用に向けては、これまでも毎年4月下旬に開催されます笠原地区自治会連合会において、職員が出向いて進捗状況などを報告してまいりました。現在の想定している、公募の中でお示ししているスケジュールとしては、8月に地元説明会というふうにこちらで今想定しておるのですが、実際4月中旬に優先交渉権者が決まらないことには、ちょっとどういう利活用なのか分かりませんので、決まった後に事業者と調整を図る中で、できるだけ地域の意見聴取に努められるように調整してまいりたいと考えております。

以上です。

（中西）それでは、令和6年、歳出について質問させていただきます。まず、90ページ、広報かがやき発行事業というところで3,499万5,000円なのですけれども、こちらが10月からリニューアルを予定しているということで、見やすく、分かりやすく、魅力が伝わる広報紙というところで、市民の方に分かりやすくというところ以外にも何か目的というところがあるのでしょうか。

（秘書課長）お答えします。

10月からリニューアル予定ということで、「広報かがやき」のリニューアルの内容でございしますが、今お話がありましたとおり、市制施行の70周年を契機に、「見やすく、分かりやすく、魅力が伝わる広報紙」ということをコンセプトに、特集記事に充実や子育て世帯情報の集約、そしてカラーページの増加、こういったことを踏まえてリニューアルを行う予

定になっております。より市民目線で分かりやすく、伝わりやすいもの
としたいと考えております。そちらのカラーページを増やして魅力ある
ものにする以外に、裏側といいますか、庁舎側といいますか、作り手側
の工夫のところで、今後各課、所管課のほうから広報の掲載の依頼をし
ていただくときに、職員間で使用しています共有システムのコンパス、
こちらの機能を使いまして、電子申請化、そういったことをすることで、
申請内容や課別、種別、そういったものを分類してデータ活用に生かせ
るのではないかと、そのようなことも検討しております。あわせて、業
務の効率化、そういったものを図るよい機会と捉えている、そのように
考えております。

以上です。

（中西）内容の中で、特集記事の充実とか、子育て情報ではなくて子育
て世代向けの情報の集約というところで、分かっている範囲でよろしい
のですけれども、どんなものをやるのかというのを教えていただければ
と思うのですけれども。

（秘書課長）具体的に子育て向けの特集をこういったものをやるという
のは、今後所管課との調整を踏まえて特集として取り上げたいと考えて
おります。現在、様々な課で子育て世帯向けの情報や制度、そういった
ものを取り上げておりますので、そちらを集約しながらページの構成を
考えていく、そういった考えでございます。

以上です。

（中西）そうすると、子育て向け情報の集約というところは、毎月 1 ペ
ージぐらい割いて何か出てくるような、そんなイメージでよろしいので
しょうか。

（秘書課長）毎月決まった分量、決まったページで 1 ページずつ出ると、
そういったことまでは今のところは考えてございません。

以上です。

（中西）あと、特集記事の充実というところで、恐らくは各所属に振り
分けて記事を書いてもらうというような、そんなイメージだと思うので
すけれども、そんなようなイメージでよろしいですか。

（秘書課長）基本的にはそのような考えでございます。現在も実は特集記事の掲載について年間を通して各課のほうに照会をさせていただいておりまして、例えば公共交通の特集ですとか、子育てもそうですが、最近ですと、原課からの提案ではなかったのですが、2月号においてもびっくり雛祭りに合わせて鴻巣雛の紹介ですとか、そういった特集を組んでいる事例がございます。

以上です。

（中西）そうすると、各課においても結構繁忙期であったりとか、そういったときもあると思うので、特集記事を依頼というか、書いていただくときには繁忙期とか、そういったところも考慮しながらやっていただければなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

（秘書課長）各課に照会をさせていただいて、年間の特集記事の計画をつくるときに、ご指摘のとおり繁忙期等もございますので、考慮するという反面、記事をこの月、この時期に載せるのが効果的かと、そういったことも含めて所管課と調整をしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

（中西）よく分かりました。

では、次に行かせていただきます。次が106ページ、SDGs推進事業の962万6,000円というところで、その中のこのとりSDGsパートナー制度の構築というところで今回予定されていると思うのですけれども、登録に際して宣言制度というところで、どんどん参加してもらう人が増えないと、増えていただいたほうがいいのかなと思うのですけれども、そうした登録に際してのインセンティブというか、どんどん登録させるような試みというのはあるのでしょうか。

（総合政策課長）このとりSDGsパートナー制度における事業者に登録いただくためのインセンティブ、動機づけにつきましては、大きくは3点ほどございまして、1つ目としては、事業者のSDGsに対する取組内容を市ホームページなどで紹介することでその取組を広くPRできること、2つ目として、そういったパートナー向けの交流会を開催す

る予定なのですけれども、そちらに参加できること、また3つ目としまして、本市への制度の参加を通じて、県のほうでも登録制度をやっておりますので、そちらにつなげまして、県と県内の金融機関が連携して提供しております金融商品など、県の制度に登録するメリットも併せて活用できることと考えております。

以上です。

（中西）そうしますと、市のほうでは特に金融のほうのインセンティブというのはないけれども、ホームページに載りますよというところと、あとパートナーの交流会がありますよという、その点になると思うのですけれども、何か具体的なホームページに載るイメージとか交流会のイメージとかって、現段階でイメージされているだけでいいのですけれども、教えていただけますでしょうか。

（総合政策課長）本市のパートナー制度は、まず入門編といいますか、まずはSDGsに取り組んでいただくというところでの宣言という制度になっておるのですけれども、県がやっておりますのはその次の段階であります登録ということで、より具体的なメリットを受けられるような制度となっております反面、県の制度に登録するためには経済、社会、環境の3つの視点での目標設定が必要であるとか、ちょっとハードルが高くなっておりますので、まずはそこにつなげるための取っかかりとして本市の登録制度を設けております。

具体的なホームページでの紹介のイメージですけれども、宣言に当たっては我が社では何々に取り組みますという宣言をいただくのですけれども、そういった取組の様子など、あとその事業者さんからのコメントなどをホームページで紹介させていただいて、ほかのこれから始めてみようかなという事業者さんの参考になるような横展開を図っていければというふうに考えております。

また、交流会につきましては、まずは基本的にそういう宣言した事業者さんが集まりまして、それぞれ1社だけの自社だけの取組だけではなくて、同じSDGsに取り組んでいる事業者さん同士でお互い連携、コラボして、その後新たな取組を生み出すとか、そういった相乗効果を期待

しているところです。あわせて、事業者の場合には講演会とか、そういったものもできればというふうに考えております。

以上です。

（中西）そうしたら、その次にSDGsポイント制度の構築というのが中にあるのですけれども、SDGs視点で市民、事業者、行政が連携して、経済、社会、環境の好循環の創出というところで、とてもいい制度なのかなって思うのですけれども、どんな感じでやるのですか。何かアプリみたいな感じで、例えばペイペイとか、そういうQR決済みたいな形で、事業者のところへ行けばスマホでできるような、どんなイメージで考えておられるのか、ちょっと教えていただければと思うのですけれども。

（総合政策課長）運用方法としましては、最終的には今後事業者を選定していく中で、各事業者が持っていますシステムにもよるのですが、基本的にはスマートフォンですとかタブレットによるアプリを介してのポイントのやり取りを想定しておりますが、いろいろ調べている中では、業者さんによってはネット上の専用サイト、その中を介してのやり取りとか、業者によって様々仕組みがございますので、業者選定の中でよりよい仕組みになるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（中西）あとは、業者選定をして、やっぱりポイントを使ってくれる事業者さんとか、何か増えていくことが大切なのかなと思うのですけれども、そこの増やしていくための考えというか、取組というか、そういったものって何か今のところあるのでしょうか。

（総合政策課長）このポイント制度が成功するかどうかというのは、まずはやっぱりスタート時点にいかに参加する事業者、団体さんを用意いたしますか、できるかということにかかっているというふうに認識しております。スタートに当たりましては、先ほど申し上げたパートナー宣言制度、宣言いただいた事業者さんに働きかけを行いますとともに、商工会ですとか、あとまた市が包括連携協定を結んでいる、そういう提携先の金融機関と連携しまして、PR活動を行うことでスタートの登録事業

者を確保してまいりたいと考えております。

（中西）ありがとうございます。

次に、ほかの課でもエコチェンジポイントだとか、今シニアボランティアポイントだとか、そういったものがある思うのですけれども、やっぱりいっぱいあるとちょっとややこしい感じになるのかなって、一括したほうが多分使いやすいとは思っているのですけれども、何かこういったものって今後統合される予定みたいのというのはあるのでしょうか。

（総合政策課長）現在本市では、環境課のエコチェンジポイントですとか介護保険課のシニアボランティアポイント等、似たような事業をやってございます。基本的には、本市で実施しているこのようなポイントにつきましては、統合できるものは統合していきたいというふうに考えておりますが、先ほど申し上げたシニアボランティアポイントなどですと換金性があるような今制度になっておりますので、そういった点についてはどのように取り扱っていくかについて、市が市長を本部長としますSDGs推進本部の下部組織としてポイント制度を構築するためのワーキングチームをつくる予定でおりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（中西）よく分かりました。

では、そうしたら次に行きまして、同じく106ページの基幹系システム事業の2億1,138万4,000円というところで、自治体情報システム標準化移行対応業務について、まず1つには標準化するメリットについてというところと、あとデータを標準化させてガバメントクラウドに取り込むというところになると思うのですけれども、その後アプリケーションとかサーバーの更新だとかというのは今まで何年かに1回更新されていたと思うのですけれども、そういった業務ってどうなっていくのかなというところをお教えいただければと思います。

（ICT推進課長）まず、標準化についてのメリットでございますが、まず標準準拠システム、20業務今回対象とされておりますが、この標準準拠システムの機能、帳票の様式、データの要件、これらが国が標準仕

様書として定めております。この標準仕様書で定めるところから考えられるメリットが幾つかございますが、まずシステムで保持するデータの項目、そして文字コード、これらが標準化、共通化されるといったことから、システムの更新時における項目の過不足、更新前、更新後のシステムでの過不足がなくデータ移行が容易になるといったようなことがまず挙げられます。

また、標準仕様書におきましては、業務システム間のデータ連携につきましても標準仕様を定めてございます。このデータ連携が定められることによりまして、仮に業務システムが違うベンダーのものがあっても、標準仕様に基づいてデータ連携が行われるため、ベンダーの混在という状況が、従来よりは非常にスムーズな連携が図られるであろうと考えられます。また、システムから出力される帳票の様式、例えば住民票などの様式が標準化されるといったこともございますので、これら帳票を利用する市民の方や企業、そういったところの負担軽減というところも期待されているところでございます。

続いて、ガバメントクラウド移行後のアプリケーション等の更新についてというところでございますが、まずシステム更新、いわゆるアプリケーションの更新につきましては、従来どおり契約期間満了に合わせて調達を行う予定としてございます。サーバーなどの機器の更新についてですが、標準準拠システム移行に伴って庁内の基幹系システムの運用を含めた環境につきましては、今現在ベンダーを含めてどういった環境に構築するのがいいのかといったところを含めて検討中でございます。ただ、想定しているところだと、ウイルス対策サーバーですとか、あとは端末へログインするときに現在も使用しております生体認証、2要素認証といわれているシステムのサーバー、これら幾つかのシステムのサーバーにつきましては庁内に構築されるのではないかなと現在想定をしておりますので、庁内に設置したものにつきましては従来と同じような期間で更新をしていく必要があるのではないかと考えております。ガバメントクラウド上で稼働します標準準拠システムのサーバーに関しましては、これはクラウドサービスの提供事業者が管理するものとなりますの

で、市が機器等を更新するということはございません。

以上です。

（中西）ありがとうございます。

あと、標準化されることによって、データ移行作業というのがどうなるかって、今までシステムが更新されると結構データ移行作業が物すごい労力がかかってきたのですけれども、こういったものって今後はなくなっていくのか、それとも大分楽になっていくのかというところ、その辺ちょっとお伺いしてもよろしいですか。

（ＩＣＴ推進課長）国が定める標準仕様書というところが、システムが保持するデータの項目ですとか文字のコード、そういったものは統一化されます。しかしながら、各ベンダーが構築するシステムの内部的なデータベースの構築の方法ですとかデータの管理方法につきましては、標準仕様と、そこまでは仕様が作成されておりませんので、項目の過不足はないものの、データ移行もしくはそれに伴う職員の確認作業というものは残ります。ただし、いろいろなコード類も統一化されておりますので、従来のデータ移行作業よりはかなり負担は軽減されるものと考えております。

以上です。

（中西）分かりました。

そうしたら次に行かせていただいて、108ページ、同じく情報系システム事業の5,014万5,000円です。業務パソコンのモバイル型の変更というところで、行政事務の安定化、効率化というところなのですけれども、モバイル化すると、何か私のイメージだと、モニターとかキーボードが小さくなってしまって、何かむしろ使いにくくなってしまわないかなというふうにもちょっと思ったりとかするのですけれども、あとは有線から無線LANに替えることによって、ちょっと通信速度もかえって遅くなるのではないかなというふうにも思われるのですけれども、その辺はどう対応されるというか、どうお考えなのか、ちょっとお伺いします。

（ＩＣＴ推進課長）まず、モバイル型パソコンとすることで使用感が悪

くなるのではないかといたところでございますが、まずモバイル型パソコンの更新につきましては、今現在デスクトップ型パソコンを設置している職員のところをまず主に更新を予定しております。導入を予定しているモバイル型パソコンの大きさにつきましてはおおむね13インチ程度ですので、お手元のアイパッドと同じぐらいの大きさの機種を想定してございます。ですので、確かに自席で使うには非常に小さい、使いづらいというような形になりかねませんので、デスクトップ型パソコンで今利用しておりますモニター、キーボード、それらをモバイル型パソコンでも使用できるような環境をつくる、その予定でございます。

次に、無線LANにすることで速度が遅くなるのではないかといたところでございますが、まず現在の本庁舎及び新館の有線の通信速度、これが最大で1ギガbpsが実現できるような環境を整えてございます。確かに無線LANの環境にしますと、電波の状況ですとか接続先のアンテナでのパソコンの接続状況など、様々な要因で速度が遅くなることも考えられます。そういったことがありますので、導入予定をしております無線LANのアンテナにつきましては、カタログ上の数値にはなりますが、最大で2.4ギガbpsの通信速度、接続のパソコンの可能台数が160台程度、そのような性能を有した機種を現在考えているところでございます。

以上です。

（中西）あとは、モバイル型に変更することによって、そのモバイル型を会議に持っていくというところもできるようになると思うのです。そうすると、やっぱりペーパーレス化というところで、そういうところも役に立つのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

（ICT推進課長）委員ご指摘のとおり、モバイル型パソコンを導入することによって、また併せて無線LANの環境を構築することによりまして、自席に設置されたモバイルパソコンをそのまま会議の場所に持っていく、こういった環境が整えられることによりまして、ふだん使っておりますファイルサーバー、ここへの接続が今以上に容易になるという

ことから、ペーパーレス化というところは推進できるのではないかなと考えております。

以上です。

（中西）ありがとうございました。

そうしたら次に行きまして、394ページの借入金利子償還金、これが1億5,697万7,000円というところで、今利率というのはマイナス金利が解除されるのではないかという話題もありまして、上昇しているのではないかと予測しますけれども、令和6年度での予算の利率と前年度の利率ってどうなっているのかというのを伺います。

（財政課長）まず、令和5年度から話しさせていただきますと、令和5年度に償還を開始したものについては、金額や借入期間などにより利率は異なりますが、0.216%から0.443%となっております。また、令和6年度の新たに償還を開始するものについては、現下金利上昇傾向を考慮しまして、想定利率を1%としまして計上しております。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時28分）

◇

（開議 午後4時13分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

今配られました資料は、後ほど回収をさせていただきます。資料は後ほど回収をいたします。

（竹田）回収っておっしゃいましたけれども、何ゆえに回収しなければならないのでしょうか。市民の税金で管理していただいて、どのように管理するかというのを私どもがよく理解して市民に説明するというのが本来ですし、見るとトイレは誰が管理するのかというの、修繕するのは誰とかが聞かれるわけだから、そういう点では回収しなければならないという理由が私は分からない。不思議でならないのです。だって、これは貴重な市民の皆さんの財産を市役所の職員の皆さんが適切に管理していただくためにこういうことですよというので説明されるわけだから

ら、回収なんていう発想が、私はおかしいと思います。

（財務部長）今お渡ししました資料につきましては、もし不必要であれば、では回収させていただくということで、あくまでも今回の急なお示しのものだったので、コピーということでしたので、あえて資料としての作成したものではなかったもので、不要であれば回収させていただくということでご理解いただければと思います。

（分かりましたの声あり）

（委員長）竹田委員、よろしいでしょうか。

（竹田）よくないけれども。

（委員長）よくないけれども、何でしょうか。

（竹田）長引かせてしまつてごめんね。今回包括でやろうとしているところの施設で、先ほどから私は、ではこの50万円と130万円どうするのですかってずっと質問していたわけです。かつ、ではこういうふうに分けて管理しますよというふうになれば、まあこれは理解できるのだけれども。理解できる。しかし、この指定管理料として払う金額は増えているのだから。増えているのだから、そこまた不可解なのです。だから、逆に言えば、不可解なことが私にとれば、市民の皆さんにこういうふうな管理していただいているのですよということをお話ししなければいけないのです、私は。議員はそういうことでしょう。市民から負託を受けて選挙で選ばれて、市政のチェック役でもあるのです。税金の使われ方が本当に適切なのかどうかということをチェックするのが議員の役割です。その役割の資料を回収しますって。だって、市民に説明する資料を作ったわけでしょう。それなのに回収したら不審になります。今、だって国会でもそうではないですか。ちゃんと説明責任を果たしなさいって言って国会でやっているわけだから、税金の使われ方も含めて。だから、説明責任が果たせるようにするというのが行政の責任ですし、私どもも皆さんの負託を受けてやっているから、その責任を果たすということではどうなのでしょう。

（財務部長）今委員さんがおっしゃるように、説明するにはそういった資料も必要かと思います。ちょっとまた再三申し上げるようになります

が、説明としての今回改めてお作りしたものではなかったので、お手元にあると思う資料にもなりますので、債務負担の表とかは。ですので、そういった意味で、どうしても私どもは回収したいという意向ではございません。言葉が足りませんが、不必要であれば、あえてお持ち帰りにならなくても回収はさせていただきますということでご理解いただければと思います。

（竹田）そうしたら、４月から指定管理をしている施設の上に包括管理が重なるわけですね。だから、どのように管理されているかというので、今日は分かりました、また回収するということで、私は不承不承やりますけれども。そうしたら、４月以降はこういうふうに管理していますというのをちゃんと出してください。出してください、資料として。だって、市民の税金使って仕事しているわけでしょう。ちゃんと区別してやるわけだから、そういう点から言うと、ここの部分は包括でやりますと、この部分は指定管理の役割ですよということをちゃんと市民に説明する。市民から聞かれたら、私とりわけトイレの問題で今度一般質問するのですけれども、このトイレは包括に移るのです、この資料を見ると。だから、そういう点考えたとき、一つ一つの、公共施設である市民の財産です。それを皆さんが適切に管理していただく。その管理の仕方が適切であるか、税金の使われ方が先ほどから申し上げているように適切であるかということを私たちは市民に説明しなければいけない。変に隠そうとするから疑われるのです。国会と同じです。説明責任を果たすべき。

（金澤）今回の分は、いわゆる予算の中の包括施設の案件の中で、担当課にご説明をしていただいた、その説明をいただいたのだけれども、ではそれになるエビデンスはあるのかという中で、こういう資料を出していただいたということで、我々はこの内容で確認取れればいいわけで、今回は回収してもいいのではないか。その後、今竹田委員がおっしゃったようなものについては、また執行部のほうでも検討していただいて、提出するなり判断をしていただければと思います。ですから、今回は一応確認が取ればよしという形でよろしいのではないのでしょうか。

（委員長） 竹田さん、よろしいですか。

（竹田） はい、出してください。

（財務部長） 資料のほうは検討させていただきます。

（委員長） それでは、質疑を求めます。

竹田委員、10分程度でお願いします。

（竹田） よく分かりました。いわゆる指定管理の上にさらにかぶせて包括管理をする、その要因が包括受託というので全体をまた見ながら、それぞれの責任においてどう直すかということがこの一覧表で分かりましたけれども、でも指定管理料は増えているのです。だから、もっと仕事してくださいねという意味も込めてやりますけれども、鴻巣地域の体育施設の管理業務委託は、5年前と比べて4,400万円増える。上谷総合公園の施設管理は約1,200万円増えるのです。だから、そういう点いったときに、それはもちろん電気、ガスとか人件費を上げる部分もあるけれども、基本的な部分は変わらないところに1,200万円増えるわけだから、その上に包括管理をするということは、これまでの指定管理の指定の在り方がどうだったかということが私は問われてくると思うのです。そこで一生懸命指定管理の指定を受けながら、働いていてやるわけだから。ここが悪かったら直してくださいとか、ここが悪ければ直しますというふうにしてくるわけだから。そういう点からいうと、こういうやり方をすると、さらに複雑多岐なシステムを私はつくるというふうになると思います。市役所だってそうでしょう。包括管理の人に依頼をすれば、それで終わりになるかもしれませんがけれども、ではどこの部分を使って修繕をするのかとか、そういう受ける側も非常に複雑多岐なやり方になる。かつ、余分にお金払うようになるわけです、5年前と比べて。こういうやり方は、やっぱり最少の投入で多大な効果を生み出すという点では、私は問題があるというふうに思いますが、この最初の段階で誰がどのようにこの管理しているのかというところの修繕の問題では混乱はないというふうに担当課は受け止めていますか、確認します。

（資産管理課長） それについては可能であると考えています。

以上です。

（竹田）指定管理をしていていただく、さらには包括で重ねて管理をしていただくという、その問題意識の発想はどこから生まれるのでしょうか。

（資産管理課長）日常の運営とか建物等を見て回るような、そういった管理というのは確かに指定管理者になると思います。包括については、やはり常時いるわけではないので、巡回点検とか、あとはその施設の指定管理者からの報告、そういった形を受けての修繕と保守点検の管理ということになっていきますので、そこら辺についてはちょっと線があるのかなというふうに思います。

以上です。

（竹田）ということは、指定管理の指定を受けた事業者は、やっていなかったということですか。建物の点検とか、そういうものもやってくださいねというのは協定で結んでいたわけでしょう。にもかかわらず新たにまた包括をやるというのは、では指定管理者の指定のモニタリングの適切な報告というのではなかったという受け止めですか。

（資産管理課長）あくまで指定管理者もちゃんと建物の管理はされていたものと思います。ただ、やはり今後は指定管理者が修繕を発注するとか、保守点検のものに関して発注するとか、そういった業務が包括のほうへ移行するのだというふうなことになりますので、決して指定管理者が今まで見ていなかったとか、そういったことではないと思います。

（竹田）分かりました。

ということは、そこに市はどのように絡んでくるのでしょうか。これまでだって指定管理者の指定の下にいろいろ管理していただいて、これはどうしましうかって市役所の職員と一緒に相談しながら修繕をしていた。市役所の職員も、そういう点からいうと、いろいろ悩みながらも、かつ多面的な調査活動を行いながら、いろんな才能を伸ばしてきたのです。それを包括に一括して任せてしまって、それを報告書だけで見ると、自分たちの目で確かめて、自分たちの足で確認をして、どうしようかという発想になっていかない。私は、こういうふうやっていくと、どんどん、どんどん他人任せのような仕事になってしまうと思

っているのです。悪いのですけれども、私は今回トイレの問題にわたるのですけれども、やっぱり現場を知らな過ぎ、職員の皆さんは。さらにこの指定管理でやって包括やったら、現場に行かなくても済むような、報告書と写真で見るような感じになってしまうというふうに思いますけれども、その懸念はないですか、大丈夫ですね。

（資産管理課長）確かに現場に行く回数というのは減っていると思います。ただ、そういったことが事務の効率化というところにも今回の目的がありますので、その辺についてはちょっと一長一短あるところはあるかと思うのですけれども、ただやはりＪＭのほうにもそういった認識が薄れないようにということで月１回の定例会を開いていますので、そういった中での工夫というのが今後もしていけるかと思っています。

以上です。

（竹田）最後。私よく分かりました。市民の目線で市民の暮らしをどう守っていくかという点で、やはりこれから鴻巣市に必要なのは、市民の目線に立つ職員になっていくかどうかかなのです。悪いのですけれども、自治体キャラバンをやっている人たちが鴻巣のいろいろな懇談をして、その後北本に行く懇談をしたときのその違いは何か。同じできないことでも、こういうふうに努力したけれども駄目だったのですということで、その間の努力の過程を北本の職員はきちっと話してくださるそうです。鴻巣の職……ちょっと申し訳ない、皆さん耳が痛いかもしれないけれども、ごめんなさい。それは行った人の感想ですから。丁寧に説明するけれども、できないことを丁寧に説明すると。だから、検討してできないということ、できないことを最初から丁寧に説明する、そういう職員だというふうに市民の方がおっしゃったものですから、私は現場に行って、市民の目線で立って、そしてどうすればいいのかということをして市民の声をよく聞いて考えていく、それがいい行政になっていくというふうに思います。そういう点では、ぜひ今回のことを機に、一層市民に寄り添うことを期待して終わります。平行線ですのでやめます。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

（竹田）全体の討論は本会議で行いますが、２点だけ取りあえず指摘しておきます。

１点目は、ふるさと納税で企業版のふるさと寄附金があります。今企業と行政の癒着の問題、とりわけ国会でも裏金問題が言われていますが、やっぱり企業と行政とのきちっとした関係を保つという点では、これはやめるべきだということを指摘します。

それから、包括施設管理27施設が新たに加わりますが、指定管理をしている上に、さらに包括管理にすると。本当に市民の税金を効率よくやるというふうにはならないと考えますし、現場に行く機会もなくなる。こういうシステムはつくるべきではないことを指摘し、反対といたします。

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（金澤）それでは、議案第41号 令和６年度鴻巣市一般会計予算について、政策総務常任委員会に付託された部分について賛成の立場から討論いたします。

地方自治体では、人口減少、少子高齢化が進行しており、自治体を取り巻く環境は大きく変化し、多様化する行政課題等に対応したまちづくりを推進していく必要があります。並木市長は、市長就任の施政方針で市民と歩む新しい鴻巣を念頭に、公約に掲げたつくる、つなぐ、守るの３つの取組で持続的な発展を遂げるための強固基盤づくりを考えております。令和６年度の市政運営は、全市的なＳＤＧｓの推進、子ども・子育て施策の充実、市制施行70周年記念事業の３つの柱を位置づけ、効果的、効率的な市政運営を展開すると述べております。

令和６年度の鴻巣市一般会計予算は、405億6,800万円、対前年度比12億3,800万円、率にして3.1％増の予算となっております。重点事業及び主要事業では、数々の公約事業を様々な視点から検討を行い、50を超える新規または一部新規、拡充事業の展開を計画しております。特に政策総

務常任委員会の所管では、市制施行70周年記念事業、SDGs推進事業、結婚支援事業、情報システム事業、公共施設等マネジメント事業等の市民ニーズに沿った新たな事業を予算化しております。

本予算は、市民の皆さんの暮らしを支えるための事業予算を確保し、物価高騰等への経済、社会への影響を考慮した予算編成になっていると思料いたします。市民と歩む新しい鴻巣の持続可能な地域社会のまちづくり、市民目線に合った新たな課題に積極的に取り組む予算となっていることを評価し、議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算について賛成いたします。

以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はございますか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

委員の皆様、執行部の皆様、大変長時間にわたりお疲れさまでした。

（閉会 午後4時33分）